

# 平成22年塩尻市議会3月定例会

## 総務環境委員会会議録

日 時 平成22年3月11日(木) 午前10時00分

場 所 全員協議会室

### 審査事項

議案第13号 平成22年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第14号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第16号 平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計予算

議案第17号 平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算

議案第21号 平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

議案第22号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第27号 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳入全般 歳出2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目老人医療事務費及び9目国民健康保険総務費、4款衛生費(2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正

議案第28号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議会第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

陳情3月第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情

### 出席委員・議員

委員長	森川	雄三	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	古畑	秀夫	君	委員	金田	興一	君
委員	小野	光明	君	委員	中野	長勲	君
委員	古厩	圭吾	君	委員	白木	俊嗣	君
議長	塩原	政治	君				

### 欠席委員

なし

### 説明のため出席した議員

**説明のため出席した理事者・職員**

省略

**議会事務局職員**

事務局長 酒井 正文 君 議事調査係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

**委員長** 時間は少し早いですけれども開会をしたいと思います。皆さん、おはようございます。きのうに引き続きまして、委員会を再開したいと思います。委員の皆さんは全員そろっておりますので、よろしく願いをいたします。

**消防防災課長** 昨日、金田委員さんのほうから御質問のありましたNHK発表の気象情報の関係につきまして、御答弁申し上げます。質問の趣旨は、NHKのイブニング信州、夕方の6時50分頃ですけれども放映をされますNHKの気象情報がございまして、塩尻市の発表のデータ、どこの場所ですとデータに基づき予報をしているのかと、こういう質問であったかと存じます。まず、イブニング信州で塩尻市に関するデータが発表されておりますのは、あすの予想気温を最低と最高という部分で放映をしております。塩尻市に関する部分は塩尻市と木曾平沢、この2つの区分で発表されております。木曾平沢のデータにつきましては、木曾平沢で観測をしたデータに基づきまして予想をし、発表しております。塩尻市という区分で発表しております予想の気温でございますけれども、市内では木曾平沢を除いては観測をしている部分という部分はございまして、最寄りの松本空港の観測データに基づきまして、塩尻市全域の予想を出している、ということでございます。したがって、塩尻市消防署で観測をしておりますデータ、最高最低気温とは、おのずと違いが生じてくるということでございますので、よろしく願いいたします。以上です。

**委員長** よろしいですね。

**金田興一委員** そうですね。

**議案第13号 平成22年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用**

**委員長** きょうは、歳入全般の説明が終了しております。これから委員の皆さんから質疑があればお受けいたします。

**古厩圭吾委員** きょう、入るをはかりて出ざるを制す、何かそのような話も出たわけだけれど、歳入面を当然のことながらある面では考えて、結果として見れば、それにかかなり影響を受けて、言わば当然と言えば当然なのだけれども、自分のところからの持ち出しが少ないならそれを活用しろと、そこまでは、何の文句もない。ただ、例えば合併特別債などを有利な起債ということで活用したいと、そこまではいいのだけれども、結果としてもしあれが合併特別債でなく

て交付税で入るものだとしたら、全く同じ額が可能としてあるとしたら、例えばものをやる時に、言わば自分でどういう方面で振り分けられる金だとしたら、若干は今までの見方が変わるのではないかなど私は思うのだけれども。例えば特例債で、ある面で逆に言うといろいろ制限が加わっているが、償還の段階ではかなり有利だと。だから、こういう金はある面では目いっぱい使ってみようという思いが必ず出てしまうと思うのです、一つのことをやる場合に。しかし、もしこれが自分の金で自分が判断して使うべき金だとしたら、ある種のその無駄をいかに省くかという努力をしようと思うのです。例えば同じ10億円の金を使うなら、10億円を市のために、そういうふうには全部つぎ込みたくない、もし自由に使えるとしたらね、という思いが働くであろうなということは、私の実感としてはあるのです。その辺について、今まで大きな事業も取り組んでいるし、将来に向けてもそういうことがあるのだけれど、いわゆる歳入の内訳に左右されてその事業をやる時に、ある種の無駄を感じているかどうかという面について、もし何か考えがあったら教えてほしい。

**副市長** 無駄を感じているかという、それはないと思いますけれど。要はこういうふうだと思います。その合併特例債があるので、この際、全部整備してしまおうと。そういうところに、もし合併特例債がなかったらどうかと、そこで無理があるのではないかとこの多分御指摘だと思います。おっしゃるとおりで非常に難しい答弁になるのかなと思いますので、それが正解かどうか、よくあれなのですけれど、まず、うちがどのようにやっているかという、やはり事業選択をしています。まだまだ、やはり、インフラの整備が途中の市でありますので、まだまだ、インフラの整備が必要だということが、まず第1点あります。そういう中で箱物、いろいろ論議もありますけれども、箱物であったり、あるいは道路であったり、そういう都市インフラの整備をやっているわけですけれども、そういうところで必要な施設を、ではどのようなお金でやろうかという、次に財源選択をします。その中で合併特例債が、そうは言っても過疎債とか合併特例債というものは、条件があればとったほうが得なのです。同じ、要は市税を充当するよりも、お金に色はないですけれども、市税を充当するよりも合併特例債を充当していったほうが、その分得ですよ、国が見てくれるのですから。そういうことを考えて財源選択をしてやっているわけですので無駄ではないと思いますし、インフラ整備というのはやはり必要なものですから、必要なところへ必要な財源を選択する。もしこれが、だからこの間、御答弁に総務部長のほうから御答弁しましたけれども、合併特例債、百億円のうち今のところ7割くらいですかね、を充当させていくということ、合併特例債があるから全部、この際、整備しようという考えではないと思います。

**古厩圭吾委員** そういうことだと言うだろうとは思いますが、しかし、現実には、例えば市民交流センターをつくるというような時に、では、もしこれが、いわゆる一般的な交付税措置をされている金が、それは当然あるだろうけれど、どこのあれにもあるのだけれど、それでやる場合に、例えば合併特例債でやる場合には、結果的にはその償還にかかわる部分についても7割交付税措置という前提を当然折り込んで考えるから、例えば、これは、既にやっていることにいろいろ、方向としては多数決で動いているからそれはそれとしていいのだけれども、例えば、その横断橋をつくるみたいなのに、では、そこまでやるのかどうなのかというようなことを考えた場合に、この際ここでやれば、例えば2割とか3割の負担で済むけれども、もしほかに回せる財源だったら、1億1,000万円なり2,000万円なりという金をかけるのかどうなのかというような判断をする場合に、その交付税措置をされているものと、特例債対応で、この際やれば、かなりの大きい額でも、市の借金であるが、結果的には国が支援してくれると、そういう折り込みがあればそちらを優先する、ある面では当然と言えば当然なのだけれども、しかし、そのことによって、本来インフラ整備を進めなければいけないほかの部分が見たら後回しにされているなという受けとめがあるわけ、地方には、中

心市街地の顔をおつくりになっている段階では、それは、これが大事だというわけでだれも文句を言えない。ただし、総体的に見た場合、真ん中にばかり集中していて、地方をどうしてくれるかと言われてるように、そのインフラ整備は、道路にしる何にしるいっぱいあるわけです、そういうことでやられていることが。ところが、それを優先するあまり、総体的にみたらないがしろにされつつあるというか、先送りされている、きのうも話が出た。そういうことが、周辺で見えていたら、そういうふうに感じるということがいっぱいあるわけです。そういうことのバランス感というものは、どういう感覚であるわけか。インフラ整備はどちらも必要だから。しかし、財源のないことはできないと言ってしまえば、それまでになってしまうのだけれど。しかし、もし特例債措置を優先しないで、ある中で考えたら、同じ財源がこれだけだとしたら、どこまでやれるのだということにおのずからある種の平衡バランスが働かなければいけないと思う。すべての事業を企画する段階でね。その辺についての考え方を少し聞かせてください。

**副市長** 非常に難しい課題であると思いますし、自治体がどうあるべきかというところだと思うのです。決して中心市街地にだけ金を投じているのではないかとおっしゃいますけれど、そうでもないと思います。必要な幹線道路もきちんと整備させてもらっていますし、そういうところが、では、大門へ40億円例えば投資したら、市街地以外のところへも40億円全部投資すると、それはおかしい理論だと思うのです。ただ、市街地は、やはり市街地としての必要な整備をすることによって、この間の本会議でも答弁しましたけれども、やはり市街地としての状態を保つことによって、それがはっきり見えなわけですけれども、土地の評価も維持されるであろうし、それが中心となって塩尻市の評価につながっていくと思うのです。そういうことを考えると、ある程度の都市機能としての整備は必要であろうし、やはり、市街地というのは人が集まりやすいところにあると思いますので、そういうところにある程度の公共施設を集中的に投資したほうがいいのではないかというのが、大体今のパターンだと思います。では、市街地以外のところは放っておいていいのかと、そういうことではないと思いますけれど、例えば農業地帯は、農村の基盤整備をやっていきますし、農業振興等もやっているわけです。確かにそれは額は違うと思います。でも、ある時は、もしかしたら一緒にやるかもしれませんし、ある時は、農業投資を先にやろうということもあるでしょうし、全体の自治体経営の中でどうやっていくかということは、ある時はそれこそ財源に影響すると思うのです。例えば、こしはここをやったから、こちらの分は少し待ってほしいと、その選択はみんなで考えながら、どちらをまず先行させていくかということは、まさに事業選択をやりながらやっていかないとうまくいかないのではないかと。ただ、トータルの中で、自治体経営ですのももちろん都市部と都市部以外のところとのバランスを図りながらやっていかなければいけない。それは、当然のことだと思います。答弁になったかわからないです、なかなか難しい御質問ですので。

**古厩圭吾委員** 副市長がそういうふうにおっしゃることもわかるし、例えば逆の立場で言えば、そういうことだと思うのです。ただ、こういう今の執行をずっと続けていくことによって、周辺ではある種の嫌気がさしてしまうわけだ。そういうことに対しての、それは、ここへ40億円つぎこんだら、こっちも40億円という、それほど単純なことではないことはよくわかります。ただし、全体的なバランスや、あるいは将来に向けてどういう流れをしていくことにならざるを得ないのかという現実だってあるわけだ。理想はこうだとしたり、あるいは、こうなってほしいという思いがあるのはわかる。ただし、それをやるのが、何倍もの、言うならば過剰な投資をせざるを得ないようなところにつながっているとしたら、そのところの価値観とほかの価値観だって思ったものを旨としたり、たくさんいることだもので、そういう面に配慮しながら、当然と言えば当然です。そんなことわかっていますと言われればそれまでなので。だけれども、はたでは、そういうことの、今までの執行している姿勢に対する不安感を持っている人も結構多いのです。だが

ら、極端な、もう辞められている議員だけれども、沈んでいく船へ金貨を積むのはおろかだよという話だってあるわけだ。だから、いろいろな見方があるということは念頭にもっていただいているとは思いますが、将来に向けては、当然そういう面での不安感なり、いわゆる不満なりということに対しても、聞く耳はぜひ持って、今後のいろいろな事業を企画する段階では生かしていただきたいと思います。

**副市長** よくわかります。確かにそうだと思いますし、いろいろな声もあるわけですので、それは真摯に受けとめてやっていかないと、施策に反映していかないとまずいと思います。そういう、例えば、そのバランスとか、市のどういふぐあいにやっていくかということのために総合計画とか実施計画とか、そういうものがあって御論議をいただいているわけですので、また、議員さん方からそういう指摘をしていただきますと、うちのほうでも予算とか実施計画の中で生かしてやっていこうという考え方です。決して中心市街地だけがよくなれば、あとは、周りはいいかというと、それはまずいと思います。それこそバランスで、都市部は都市部なりの顔があるだろうし、都市部以外のところは、都市部以外のところのやはり顔があるわけですから、それがバランス良く成長していかないと自治体全体としては間違った方向になると思います。だから、自治体、本当に塩尻市がよくなるためにということで、議員の皆さんと真摯な議論を進めながら政策展開をしていくべきであろうかなというぐあいに思っておりますので、また御指導を賜りたいと思います。

**白木俊嗣委員** 私も地方交付税のことで少し聞きたいけれど、皆さんは、私が質問すると交付税措置されると、交付税にかこつけて答弁してくれる。そういう中で、この間も聞いていると、地方特例交付金、子育て支援の関係で、あのようなものについては、すぐ額が予算書に載ってくるわけだ。だから理解するけれど、要するに交付税については、すべてが質問の中では交付税措置されると言うけれど、ただ、交付税の算定の基礎を見ると、皆さんがおっしゃったものがすべてが交付税措置されてきているわけではない。ただ満額と言っているのは、満額という意味だからね。それがその事業の中に入っていて、交付税でそのうちの何分の1かが交付税措置されてくる。ただ、私たちが議員として聞いていると、交付税措置されるとみんな交付税措置をされるものと勘違いしているわけだ。皆さんはベテランだからわかるけれど、私たち素人はそう解釈してしまうわけだ。その中で一つ、私がすごく思うのは下水道への繰出金。今、9億5,000万円を出してくれているね。以前は10億円出してくれた。それが交付税措置をされている以上に支出しているからというような話もいただいている。そういう中で、実際に下水道の起債などを見ると300億円を超えているわけだ。今回の実施計画を見ると、その中で浄化センターの改修工事だ、何だかんだと言って、平成21年から平成25年までで15億円からの、要するにこれは、あれを借りているわけだ、平準化債というものを。平準化債というものは借金の借金だよ。今、古厩さんの話の中で、要するに事業を、今、特に箱物が目立っている、合併特例債でやっているのなどを見ると、合併特例債を使えないにしても、要するに一般の市民から見ると、こんなに下水道会計が厳しいのに箱物ばかりつくってどうかというような意見も聞かれるわけだ。そういう中で、下水道は、もし300億円からのものがあった場合に決算書を見ると8億円くらいの減価償却で落として、実際には、それが起債の償還のほうへ回ってはいらぬのだけれど。仮に8億円として計算しても、今315億円からの起債があるよね。それで、今度は平準化債だ、何だかんだ借りたりすると、8億円で40年から返していかなければ、下水道会計というものは借金は消えていかないわけだ。そして、その間にはまた新しく投資もしていかなければいけないわけだ。そういうものを見ていると、それでは皆さんは、交付税で措置されている以上に支出はしていると言うけれど、実際に見ていると、下水道など全部整備が終わって、短期間でやったから負担も多いと思うけれど、それ以外に、都市下水など雨水の関係など特に整備してくれているよね。それなどはカウントされていないではないかという気がするわけだ。それで見ていると9億5,000万

円というのは、本当に交付税措置をされている以上に支出しているのかと、これも私は疑問になってくるわけだ。取りあえず、実際に、この一、二年、交付税でどのくらいのものが来ているのか。これは、担当は、前の委員会で聞いても、実際に算出してくれるのは財政課だと言うので、そちらでは細かい数字というものは一切聞けないわけだ。たまたま私は総務委員会に来たので、今、どういう算式で、それが計算されて9億5000万円というような数字が出ているのか、その辺から少し教えてほしいと思う。

**財政課長** まず交付税算入額の実額から申し上げますと、平成21年度、今年度につきましては、9億2,598万7,000円が算入をされております。平成20年度が8億6,349万1,000円でございます。具体的には、交付税の算定につきましては、単位費用というものがございまして、国のほうで下水道の繰り出し等に対して標準的な単価を決めております。これに、一応、国調人口を掛けるような形で出しております。通常はその単位費用の内訳というものが資料として出てくるのですけれども、この下水道の単位費用につきましては、一括での計算という形で明細が出ておりません。ですので、したがって、汚水私費、雨水公費分である等の繰出基準で雨水分が、では幾ら入っているのかという計算は出ておりません。あくまで、国の言い方が、総務省が示す繰出基準に添って公営企業会計へ繰り出した場合は、その一部について必要に応じて地方交付税で考慮するという言い方なのです。要は、100%繰出基準で出したものを100%交付税で見るとは言っていません。ですので、その単位費用の、先ほど言った国の標準的な出し方も、当然、自治体によってその内訳が変わってくるものですから、そのような言い方になっていると思われま。実際に先ほど申し上げました単位費用に国調人口を掛けて出している金額が、先ほど言いました平成21年度と平成20年度の交付税に算定されている額になりますので、市が平成21年度、平成22年度9億5,000万円出しているというのは、その交付税に算入された額をオーバーして出しているという言い方になってくるわけでございます。

**白木俊嗣委員** そうなると、実際には繰出金は9億5,000万円である。それを交付税措置されるのはそれ以下だよ。ただ、それ以下であるのもいいけれど、よくないけれど、だけれど、将来、私は一番市民に直結した問題だと思う。今、315億円で、今度、平準化債を借りたりすると320億円、初め40年という計算をしたけれど、40年借りるってものは、その会計というのはずっと借金を背負っていなければいけないのだよね。減価償却だって下がってくれば、今の8億円がだんだん下がってくると思う、元金自体もね。そうした時に、本当に一般会計からの繰出金をある程度ふやしても、やはり、下水使用料もそんなに上げるわけにもいかないと思う。他市とのバランスも考えたりすればね。その中で、この繰出金というものも、もう一度考えるべきではないかと思う。今の課長の説明の中でも、雨水についても細かい明細はわからないと言うけれど、今の雨水も、田川水系も奈良井川水系も相当整備しつつあるね。その中で、これが、ある程度、下水道などは繰り入れしてもらわないと、いつまでたってもこの借金は消えていかないと思う。先ほども副市長も実施計画の中でいろいろ考えていくと言うけれど、話は少し飛ぶけれど、この間、私は水道のビジョンだなどと言って示されたけれど、その中では将来のシステムも、その増加がふえて、利用者の負担がふえるなどというようなことを平気で言うわけだ。ビジョンというものは、その後局長に聞いたら、経費も削減してきているけれど、それにもかかわらずまだふえるという話になれば、私はやはり、水道には、今、繰出金は出していないけれども、水道にしてもある程度市民生活に一番直結するそういう事業についても、ある程度、応分の繰出金を出してもやっていかなければいけない問題ではないかと思うのだけれど、どう思うか。

**総務部長** 企業会計は、私は基本的には独立採算だというふうに思っております。したがって、下水道も水道も企業会計でございますので、自分のところでまず努力をして、それでもいけなければ最終的にはということだというよ

うに思っています。したがって、下水道の先ほどの起債の資本費平準化債につきましても、まず自分のところで借りられるものについては全部借りていただくということで、私どももそういう指導をさせていただきますので。そうは言っても、御存じのように資本費平準化債もきちんと枠がありまして、借りられる枠しか借りられませんので、その枠の範囲内で借りていただくということは筋だと思います。したがって、にっちもさっちもいなくなるか、直前かどうかわかりませんが、その段階で初めてどうすべきかということを議論すべきだと思いますけれども、そうは言っても、企業会計でも、にっちもさっちもいかなような経営をぜひ避けてもらいたいというように思っていますし、そういうことが必要ではないかというふうに思っています。回答になったかどうかわかりませんが、基本的な考え方としては、そういうことだというふうに思っております。

**白木俊嗣委員** それは部長の言うことはわかる、企業会計のこともわかるし、ただ、これは、下水道については、市長の政策でやったものです。政策でやった以上は、それは企業会計に全部あれるのも私は問題だと思う。本来でいけば、下水道だって、その下水道で賄える範囲でだんだん拡張していくならわかるけれど、塩尻市を全部一気にやるような政策を組んだわけだ。農村下水にしても、都市下水にしても。そういう経過もあるので、それをすべて企業会計で心配しろというのも、これはどうかと思うよ、私は。

**副市長** 今、総務部長が言ったのは原則論でございます、確かに下水道、何と言いますか、市長がやったのではないかと、それは、市の政策でやりましたからあれですけど、それだけ市民の皆さんの要望も強かったし、やはり快適な生活というものを多くの市民になるべく早く供用してほしいということもありましたし、それから、確かに経済対策というようなこともあって下水道を一気に進めました。したがって、非常に投資が多かったものですから、下水道会計は非常に多額の借金を背負っているわけです。でも、そうは言っても、なからの今、繰り出しの中でそれぞれ工夫をしていただいて、下水道・上水道運営計画を立ててそれに基づいてやっておりますので、やはり、全体は、下水道などはほぼ農集と特環が一緒になっていますので、全市民に供用しています。水道なども、一部簡易水道もございましてけれども、全市民に共通しておりますので、本当にもうこれでどうにもならないと、料金値上げせざるを得ないという段階で、そうは言っても若干は一般会計のほうからも見なければいけないのではないかなという判断があれば、そこで、やはり、どういう事態かはちょっとまだはっきりは言えませんが、当然見ていくことになると思います。ただ、一概に、では借金が多いから一般会計で見ようと、それは間違いではないかなと思います。やはり経営方針があって経営でやっているのですから、それはやはり、そちらをまず優先すべきであろうと、こういうぐあいに思います。それが原則論だと思います。例えば国保の、皆さんの御理解をいただく中で、一般会計から財源不足の一部を負担させてもらいますので、そういうような状況は、そのケースによっては考えざるを得ないだろうと。だから、トータルの中では、将来、財政のそういう将来指標みたいなものができて、トータルの財政運営をしているわけですから、トータルの中で考えていくべき話であろうかなと思います。今、下水道、少し極端な例であれですけど、下水道がたくさん赤字を背負っているから、一般会計のお金を全部つぎ込んで下水道をやっしまえと言っても、なかなかそれで理解が得られるかという、なかなか得られないことではないかなというぐあいに思います。

**白木俊嗣委員** 私も皆さんの言うことはよくわかる。わかるけれど、その中で、いつも言って申し訳ないけれど、都市計画税を課税した時に、皆さん、一時、税率を上げたことがあったよね。あの時、行政の皆さんは何と言ったと思う。下水道整備をしなければいけないから都市計画税を上げてほしいという話で、あの時は上げた。それは、今までの中でも、要するに、今、副市長の言うように全市民が共有するという考え方を持っているのだったら、私は、繰出金をもっ

と出しても、都市計画税も多い時は5億円もあった。今でも4億円ちょっとあるでしょう。だったら、要するに都市計画税というものは都市づくりのための税金だと思う。だから、多少、そこへいって半分なり何なり、それに充ててもそれは問題ないと思う。私はどちらかという広く浅くというような考え方を持っているので、これだけ下水道も整備されたり、農村下水も整備されれば、それだって都市づくりの一環なので、都市計画税を広く浅くかけて、みんなに負担してもらってもいいと思う。ただ、その市街化に住んでいるからといって、実際の切符をもらってみて、私はなぜこんなに払わなければいけないかと、みんな疑問を持つわけだ。それでは、どれだけよそに比べて特別整備されているか、いつも私は議論するけれど、これは、条件のいいところに住んでいると皆さんは言うけれど、それなりきのものを負担して、土地を買う時には負担して、みんな、そこへ入居してきているわけだ。そうすると、その分だけは、だれが見ても、なぜという疑問が出てくると思う。だから私は、あえて交付税のほかにももう少し一般会計から負担してもらっていいのではないかという議論になるのだ。

**副市長** わかります。だから原則論はそういうことですがけれどもということでお話しました。確かに下水道が整備の始まった頃ですね。何年頃か、ちょっと私も記憶がないですけども。

**白木俊嗣委員** 平成の初めだ。

**副市長** 平成より前ではないでしょうか。平成の頃ですかね。平成の初めですかね。当時、都市計画税を下水道事業に一部充当するので、だからという説明をしてきました。これは、当時はその説明で御理解いただけたと思いますけれども。国の施策もより快適な生活をということで、農村下水とか、そういうものができて、そういう制度が出てきたわけです。それにうちは、農村地帯もなるべくそういう快適な生活を営んでいただくということで、そういう有利な補助事業を導入して整備してきたわけです。したがって、農村地帯、都市計画地域の下水道でのあれはなくなったというか、わけですけども、ただ、都市計画税の論議というものは、市街地は確かに買う時は高いですけども、高いということは何かというと、安いところに比べてそれだけの価値があるということですよ。それは、利便性の問題もあるだろうし、その土地の環境の問題もあるだろうし、いろいろな面から土地というものは評価されていると思うのです。だから、そこで暮らして、別に農村地帯が悪いということではないですよ、暮らしている人は、それなりの都市機能の享受を受けているわけですから、その分を、申し訳ないが都市整備について少し御負担をいただきたいということで、先ほどのバランスの話にも戻っていくと思いますけれども、やはり、そういう一つのバランスということにもつながってくるのかなと思います。だから、都市機能の整備について都市計画税を充当させていただいているというのは、それが理由だと思います。では、その分、都市計画税は目的税ですから、もちろん都市のインフラ整備に使うというぐあいになっていますので、それは農村では使えませんので、しかし、それは、都市計画税が本当にかかってくれば、だれでもそう思うかもしれませんが、そういう必要があって今のところは徴収させていただいておりますので。これが、もう農村部も市街地も、全然、都市機能はみんな整備されているし、関係ないではないかという話になれば、都市計画税そのものをどうするかという御論議をいただかないといけないのではないかなと。ただ、現状は、市街地と農村地帯というものは、それなりの都市施設にしても全部そろっているわけではございませんので、今のところは、まだ必要であらうかなというぐあいに私は考えております。

**中野長勲委員** 関連で、今、下水道の関係から交付税の関係、いろいろ話が出ているけれど、昭和60年以前から下水道というものが始まってきて、我々は郡部に住んでいると市街化の人たちは下水が入っていいなど。当時の子供たちは、うちに友だちが遊びに来ないと。何かと言ったら、ドボンでいやだと。そのくらいみんな、郡部の衆は心配してい

ただよ。だからあの頃から農村下水が始まり、特環が始まり、公共下水は特に問題なく市街地、それから都市計画税をいただいている人たちのところは、優先的にやっていった経過があったわけ。先ほどの白木委員の話では、市長がやったのではないかと言うけれど、あれは市長もやった、実際の執行権を持っているのは市長だから、私たちが予算を持っているわけではないので。でも、それをやらせたのは我々市民だと思う。本当に地域挙げて、全戸水洗化しろということは、特に郡部の人たちは、我々のところは半分遅かったのだけれど、そういうことは本当に要望しながら財政のことは考えなかった。とにかく自分たちのことしか考えなくて、やった結果が、短期間にこのような財政結果になったわけだけれど、その中で、やはり、これは、たまたま塩尻市は健全財政でここまで、今日まで来ているけれど、例えばこれで、夕張市みたいになった時に、今の交付税の措置の問題で、塩尻市と夕張市と比べるということは無理かもしれないけれど、そういう時の交付税の措置というものは、例えば今の塩尻市に対する措置の割合と夕張市、そんなことを言うては悪いかもしれないけれど、それに対する措置の割合というものは、交付税の扱い方というものは、国はどうなっているか、その辺のところはわかりますか。

**財政課長** 夕張市さんは破綻という言葉が使われているとおり財政破綻してしまっておりますので、要は、起債等が借りられない状態、そういった制限がついております。交付税につきましては、当然、標準的な、要は行政を行う上で財源が足りない分を国税で一応賄うという制度でございますから、当然、夕張市さんにつきましては、最低限の行政需要を賄うだけの財源がございませんので、その分は、ある程度、交付税は、比率は相当高くなっていると思います。ただ、当然、先ほどの話にも関連してまいります。そうすれば、何か、それでは体育館を建てたいとかというような場合に、起債を借りるという場合も、当然、それはできなくなってくると思います。そういった部分は財政破綻した団体の宿命という形になります。

**中野長勲委員** 例えば、今、夕張市を話の種に出してしまったのだけれど、やはり、交付税というものは、我々も本当に頼りにしている財政の収入の一つなので、先ほどの夕張市も350億円を何年かけて借金を返すというようなことを言っているけれど、とにかく、この今言う合併特例債にしても過疎債にしても、これは、そうは言っても、有利だとは言っても借金があるということですから、なるべく交付税措置をいい方向に持っていってもらって、健全財政につなげてもらいたいということです。関連で少し聞いてみたところ。それでいいですか、議題に入って。今の固定資産税が今回、今回と言っても毎年ふえているのだけれど、これはありがたいことです。そこで少しお聞きしたいのは、固定資産税がふえていながら、この32、33ページの都市計画手数料の中で建築確認手数料とかそういったものがマイナスになってしまうということは、どういう関連があるのかね。

**財政課長** 一応、建築確認のほうの関係につきましては、建築住宅課のほうの算出になりますが、これが、一応、建築確認手数料、去年は260件みておったのですが、どうも最近の傾向をみますと申請件数が若干落ちてきているので、そういった予想を建築住宅課のほうでは出しております。それと建築確認手数料につきましては、建築の床面積によって、その単価も違ってまいりますので、そういったものから若干減ってきているという部分がございます。固定資産のほうは、税務課のほうで試算していただいているのですけれども、そちらのほうは、償却資産ですとかそういったものについては、景気低迷の影響によりやはり下がっているのですが、建物自体がある程度平成21年度は伸びてきたものから、そこで、そういった試算ということで、若干担当課のところの見方での違いは多少出てしまったかなとは思いますが、逆に言うと、平成21年度の、ひょっとすれば建築確認のほうの手数料は若干強めに見てしまったのかもしれないし、その辺は、やはりぴったりというわけにはいきませんので、そんな見込み違いのところがあるかも

しません。

**税務課長** 固定資産税について若干補足させていただきます。確かに予算額、当初予算、現年で見えた場合、固定資産、昨年と比べて1億1,300万円の増というふうになっています。要因としましては、平成21年度は3年に1回の評価がえの年でございます。したがって、家屋の具材の関係、土地の関係、いわゆる減の傾向が出るものとして見込んだというものが、まず1点。本年度につきましては、平成21年度の決算ベースをもとにいたしまして、予算を組んでございます。その中では固定資産、3つ要因がございまして、御承知のとおり、土地、家屋及び償却資産、この3つが要因です。問題の家屋につきましては、増というふうには現在では見ております。ただし、例年に比べますと景気動向の影響の中で、実際数字として表れている県の建築の件数及び面積も例年に比べると減っている傾向が出ております。ただし、数字としてはプラス要因。これに対しまして、土地は、先の議会でも御答弁申し上げてございますが、昨年7月1日現在で不動産鑑定をやった結果、すべてのポイントで地価下落の傾向が出ておりますので、新年度におきましては、価格自体がマイナス及び償却資産につきましては、ただいま財政課長が御説明申し上げましたけれども、やはり、設備投資が低迷している中では低い数字になるのかなと、こういう要因をすべて加味いたしまして、今回の予算額を出しておりますので、結果として平成21年は、そういった評価がえの年ということで低めに見た。ただし、決算としましては、かなりプラスの決算が今のところ見込めると。その数字をもとにして新年度をつくっておりますので、決算ベースでみた場合は、予算額としては平成21年よりマイナスを予定しております。以上です。

**中野長勲委員** よく言う固定資産税の伸びは個人住宅の伸びだということをいつでも説明してもらえるのだけれど、このところ、大分プラスマイナスの差が大きかったもので少し聞いて見たけれど、プロの皆さんがそういう試算をして予算を組んでくれるということは、ありがたいようなことだけれど、少し見込み違いの確認申請が、これが伸びてくれればありがたいことだけれど、そのような方向でいってもらえればいかなということにしておきます。わかりました。

**小野光明委員** 関連で、市税の関係で、きのう、予算説明資料の3ページにあります滞納繰越分の関係なのですが、きのう、個人市民税、法人市民税、固定資産税の関係で、過去3年の平均値を載せてあるということですが、滞納繰越分が前年度は減収になったというのは理解するのですが、滞納繰越分が過去の平均でふえるというのはどうということなのですか、説明してください。

**収納課長** 昨日、歳出のほうで私が説明いたしましたが、この収納率関係につきましては予算でありますので、努力はいたしますけれども、目標数値として過去3年間の収納率の平均をとるということで、滞納繰越分についてはそういう数字で計算させていただいたということでございます。以上でございます。

**小野光明委員** そうすると、個人市民税で見た場合、平成22年度当初は4,600万円、平成21年度が4,100万円ということで、1年でそんなにずれるのですか、過去の平均でというのが、少しよく理解できないのですけれど。たった1年で、この予算説明資料の3ページに、一番上に個人市民税がありますけれど、その滞納繰越分で当初予算に比べて500万円ふえていますよね。それが過去の平均でそうなると、1年違うとこんなにずれるということがよくわからないのですが。

**収納課長** 今、言ったのは、私の説明、少し委員さんで見解が相違しているかと思いますが、私のほうの算定は、滞納繰越分については、過去3年間の平均収納率の数値を使用しているということでございますので、前年と比較してもそれは出ないということで、ことしの調定額に対して過去3年分の平均収納率をかけた数字が、この予算に提示されている数字でございます。以上です。

**小野光明委員** そうすると、わかりました。平成21年度も同じ考えで、掛けあわせるとこれになるということですよ。

**収納課長** 個人市民税につきましては、具体的な数値で言いますと、滞納繰越額が。

**総務部長** 平成21年と平成22年の考え方だけを言えばいい。同じなら同じだと。

**収納課長** 考え方は全く同じでございます。以上です。

**小野光明委員** そうすると、法人、固定資産税、軽自動車税も同じということでもいいですね。

**収納課長** そのとおりでございます。

**小野光明委員** ほかの。市債の関係で、地方債の調書が予算案の372ページに数字がダブッと並んでいるのですが、数字の意味あいと言いますか、それぞれわかるのですが、最終的に当該年度の現在高見込額ということで数字はこういうことだということは理解しますが、どういうことでこういう数字になっているのか、細かいところはいいですが、それぞれ、どういうことでこれだけ積み上がっているのか説明していただけるとありがたいのですが。

**財政課長** どういう説明をしたらいいのか、少しよくわからないのですが、当該年度末が平成22年度末の275億6,700万円余でございます。前年度末、左から2列目が276億187万円、これが平成21年度末の現在高でございます。ですので、平成21年度末の現在高に対して、平成22年度はあくまでも見込みになりますが、予算を含めて、若干減ります。減ってまいりますのは、当然、平成22年度起債を何も借りなければ、平成21年度の元金が減ってまいりますので、どんどん通常だと減ってまいります。若干減っているということは、通常に比べて平成22年度に借りる起債の額が、償還で減る額のほうが大きいということでございます。そのような説明でよろしいでしょうか。

**小野光明委員** 済みません。ここで聞いていいのか、例えば土木が74億7,900万円余ありますけれど、この数字になれば引き算をすればこうなるのでしょうかけれど、そもそも、これ、今、74億円残っているのが、事業を使ったことになってくるのですけれど、その根拠になった事業が見えないと、ただ数字が並んでいても、そういうものかなくらいにしか思わないのですが、そういうものではないのですかね。

**委員長** 10分間休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

**委員長** 休憩を解いて再開します。

**財政課長** 先ほどの関係でございますが、372ページの例えば総務債の当該年度中の増減見込みを見ていただきますと、4億2,980万円という形になっております。これは66ページの歳入のほうを見ていただきますと、総務債ということで本年度4億2,980万円という形で、すべてこういった形で対比していただければ結構なのですが、例えば総務債ですと、防災行政無線ですとか、そういったものが上がっております。民生債1億4,180万円ということで、平成22年度で見れば保育園ということで、今までも保育園とかそういった民生的な民生費の関係に使ってきた起債の残高を見ております。そういった形で見ていただければよろしいかと思っておりますので、先ほど出ました土木ですね、74億7,900万円、これが平成22年度につきましては2億7,340万円でございます。土木債2億8,400万円ということで、これは住宅部分が別、国の様式に従って分けている関係で、繰り入れ、が若干減ってまいります。このように道路関係、それから市営住宅の関係、そういったものに充てているということで、今までもそ

ういったものの整備というものに充ててきていますというふうに見ていただければよろしいかと思います。したがって、教育債で38億6,200万円という大きな数字は学校建設的な引き当て分でございますので、そのような形で見ていただければと思います。よろしいでしょうか。

**委員長** いいですか。

**小野光明委員** はい、それと、起債の借入関係は、事業によって起債を起こすということで理解できます。あと、元金の償還の関係は、借換債であるとか、利子のいわゆる高いものからということであるとは思いますが、大体償還する場合には、国の指示等があると思うのです。それ以外というものはないということでしょうか。

**財政課長** 起債が何でもかんでも借りられるということではなくて、やはり起債のメニューがございまして、それに従いまして償還年限も決められております。ですので、先ほどの下水道ですと25年というような形になりますので、下水道は特別会計になりますけれども、学校建設ですと、やはり長期で25年とか、そういった形で、起債、今は同意という形で、昔は許可という形で国なり県知事の許可制度になっていましたが、今は、同意という形でゆるんできておりますが、ただ、起債自体については、償還年限については、これはどこの自治体も同じ形の設定という形になります。

**小野光明委員** その関係ですと、年限に応じて償還額というのは決まっています、いわゆる借換債とは違うのでしょうか、いわゆる独自に政策的な判断で、この部分はこの際返そうという数字は入っていないということでしょうか。

**財政課長** 基本的にはそういう形になります。ただ、歳出のところで債務を御説明申し上げましたとおり、国の二次補正、平成21年度の中で1兆円以上規模で国は補償金免除の繰上償還を認めるという政策を出しております。今まででいきますと、うちは公債負担比率の関係で、その比率が悪い団体しか補助金が返せないという、返せるのですが、補償金免除というものは計算しますと、国のほうは繰上償還をしてもいいのだけれど、その時は、条件をつけてまいりまして、実際に繰上償還をする場合には6%で例えば利率を借りていると、6%の将来返さなければいけない部分までも含めて繰上償還を認めるというのが基本的な姿勢です。ですので、繰上償還をしても何の意味もないわけです。ところが、この補償金免除ということは、それを見ないで繰上償還をしてもいいよと。ただそれは、自治体が昔、今は、例えば25年もので2.5%以下で借りられるものを、実際6.6%で昔借りていたので、これは何とかしてくれよという地方の声がある程度届いて、そういった制度の中で緩和をしてきました。うちの場合は、公債負担比率が、国のほうで言う5%のものには達しません。ところが6%以上のものが、まだ平成21年度償還しても2億8,000万円ほど残っておりまして、それについては、違う比率で塩尻市の場合はどうも対象になるということで、取りあえず国のほうの方針も早いもの順ではないですが、国の予算がなくなったところでそれは終りだということによっておまして、うちも2億8,000万円全部できればいいのですが、ちょっとわかりませんので、当面、平成22年度につきましては、きのうの公債費のところで説明させていただいたように5,000万円の補償金免除の繰上償還を組みたいと。ただ、国のほうで、繰上償還でなくて借り換えでもいいという形も示されておりますので、うちの場合は、例えば6.1%のものを何パーセントの借り換えになるか数字はまだ出ませんが、借り換えをしたいということで、その5,000万円分だけは、一応、借り換えをしたいという形で、元金償還という形で見込んでおります。

**古畑秀夫委員** 29ページの、この上のほうですが、地域振興バス使用料というものの説明と、もう一回済みません、それから広丘駅タクシー駐車場使用料というのものがあるのですが、塩尻駅のタクシーの駐車場使用料というものは、ないかどうか、含めて少しお願いします。

**財政課長** 地域振興バスの使用料につきましては400万円ということで、一回乗れば100円のバスの関係でござ

いまして、平成21年度は380万円の予算計上で、20万円ほど若干ふえております。これは担当課での見込みでございますが、一応単純に4万人の100円で400万円という形で出てきたものです。御承知のように路線変更の関係は、主なものは市民交流センター前に停留所を設けて、全10路線を停留させて利用しやすくするというようなものとか、平出遺跡公園口を新設して観光振興をふくらますとか、いろいろ説明があったと思いますが、そういった利用しやすくするという中で若干使用料が伸びるという形で積算をしたものでございます。

広丘駅のタクシー駐車場につきましては、一応、年額4万6,200円、1区画を見込みまして、4区画分で18万4,000円、これが新たに整備されるものですから、平成22年度から新規に計上させていただいたという説明でございます。塩尻駅の駐車場会計は、駐車場会計のほうで計上しております。以上です。

**古畑秀夫委員** もう一つ、先ほどの話のほうに戻ってしまうのですが、合併特例債の残高というものは、現在、塩尻市はどのくらい借りているかということと、国が借金だらけの状態の中で、将来にわたって交付税措置というものはされるのかという心配があるのだけれども、その辺のところの考え方というのはどうなのか少しお聞きしたい。

**財政課長** 国のほうの交付税の考え方の中で、要は、今まで借りてきた起債につきましては、交付税算入があるものについては、これは補償すると言っております。平成22年度以降、新たに起こす起債の部分について、一部、今まで借りた額をそのまま、例えば塩尻市では、100万円借りた分を100万円交付税のほうに入れるという方式をとっていたものの一部が、先ほど白木委員さんの時に御答弁申し上げましたけれど、単位費用という形で、全国一律、単位費用の中に入れて計算するという方式も一部考えております。ただ、それは道路ですとか、そういったものの、要は、日本全国どこの自治体もやるような事業については同じ単価で出すと、要は、オールジャパン的な起債を借りるような事業については、単位費用で一括、早い話が借りても借りなくても単位費用の中に入れてしまうのですけれど、そういった方式が考えられておりますが、合併特例債につきましてはそういった考え方になっておりませんので、今のところ近未来的な部分では、その部分が交付税からはずされるという考えはございません。残高につきましては、担当係長のほうから御説明申し上げます。

**財政係長** 合併特例債の残高でございますけれども、平成22年度予算、今、ここにお認めをいただきますと、建設事業債で43億3,000万円余、基金の造成に合併特例債を充当しますので、このトータルが10億4,500万円の借り入れになります。合計しまして53億8,090万円の借入額ということでございます。

**金田興一委員** 地域振興バスの使用料の関係で、関連しているかもしれませんが、この400万円というものは、大新東、松電、両方分ということですか。

**財政課長** 両方分でございます。

**財政係長** 松電は、

**財政課長** 済みません、係長のほうから説明します。

**財政係長** 松電のほうは、委託料のほうで松電の収入でございますので、大新東の収入分です。

**金田興一委員** そうだと思っていましたが、それで聞きたかったのは、松電が、年間どのくらいになっているか、うちは入らないのだけれどね、請負だから、どのくらいになっているかは把握してありますか。

**財政課長** 担当課のほうに確認いたしまして、後ほど御答弁させていただきます。

**金田興一委員** それとあわせて、松電の場合には、例えば車内公告を出したくても、出しても全部収入は松電に行ってしまう。停留所にいろいろな公告を出しても、その収入は全部松電に行ってしまうということで、企業努力のしよう

がないのだけれども、松電とすれば、そういう停留所の看板だとかいすだとかにも名前を入れて広告をとっているのだけれども、どのくらいの収入になっているのかというのは、全然把握のしようがないものかどうか、もしわかれば教えていただきたかったのですが。

**財政課長** あわせて後ほど調べて御答弁申し上げます。

**小野光明委員** 県支出金の関係で45ページに元気づくり支援金が載っていますけれど、市では幾つか考えている中で、この県支出金の関係を見るとこれだけなのですけれど、これはどういう理由なのですか。

**企画課長** 元気づくり支援金の関係は、企画のほうで窓口にしなから取りまとめさせていただいていますので、私のほうでお答えさせていただきたいと思いますが、事業としましては、新年度では市の事業については13件ほど見込んでいるわけなのですが、その中の市の直接行う事業分としての分と、あと団体等の行う事業の分があるわけなのですが、市の直接行うような事業分についての見込みをさせていただいております。

**小野光明委員** その中。

**企画課長** 予算の時には、取りあえず少し目出し的に実施させていただいております、それから以降についての方であったものですから、現在は、ヒアリングの段までは来ておるのですが、予算査定の時の数字で計上させていただいております。

**小野光明委員** そうすると国の直接分は、補正でこれから審査なのでしょうけれど、いけば、補正で載ってくるという考え方でよろしいですか。

**企画課長** そのとおりです。

**小野光明委員** もう1件、国庫支出金の関係ですけれど、臨時議会で議案質疑があった関係ですけれども、国の緊急経済対策ということで、国もいろいろなメニューを出しながら対応を各自治体に呼びかけてきたと思うのですが、現実には、いわゆる今までできなかったところの営繕修繕とか道路改修というようなところ、さらには、臨時雇用というふうなところにしか行ってないのですけれど、国のメニューを見ると意外と政権がかわってもやっているのは官僚の皆さんでして、意外といろいろなメニューを出してきていて、例えば農商工連携の事業を使えるとか、あと福祉関係でも小規模多機能型が必要ならばそういう部分にも使っているというようなことで、いわゆる現在困っていることではなくて、将来の雇用につながるような部分にも使っているということが出ていたのですけれども、一つには、現実的には、今困っているところに回すというのもしないのですが、将来的なことを考えれば、そういう手当ももってよかったですかなと思います。情報も、今、NPOの皆さんがある程度力をつけてきている中で、そういうところに情報を出してどうかという問い合せもしても良かったと思うのですけれど、そういう部分がいま一つなかったかなと思うのですけれど、その辺を含めて考え方はいかがでしょうか。

**企画課長** 経済対策の本部ということで、事務局を私どものほうでやっているわけなのですが、今回の予算の中で緊急雇用の創出事業、あるいは、ふるさと雇用の再生事業を取り入れながら新年度予算のほうは取り組みをしております。委員さんがおっしゃいます農商工連携、国は、あるいは、地域資源の活性化促進事業といったような取り組みの中では各種いろいろな事業を広げながら、今までの形態ばかりでなくて、例えば、農業参入をしなから新しい事業を創出していかうとか、そういったような雇用の広めていくようないろいろな制度が工夫されております。委員さん御自身の中でも、そういった取り組みも、また周辺でもされておいでかと思いますが、ただ、なかなか今の産業構造フレームを国が主導してそういう方向を築いていっているのですが、なかなか具体的に第二次産業から第三次産業、あるいは、三、

五次、四次産業といったようなフレームづくりまでは、なかなか至って来れてないような状況かと思います。市としましてもいろいろな支援の中で、商工サイド、あるいは福祉サイドと生活緊急経済対策会議というようなことをつくりながら情報交換をして取り組んでおりますので、その辺につきましては、個別の中でも支援もあわせて御理解をお願いしたいと思います。

**小野光明委員** そうすると、そういったこともなかなか、意外と関心をもって見ないと出てこない部分だと思います。もう少し行政サイドはいろいろ情報をもっているのですが、NPOでいろいろな取り組みをする中で、まず、情報提供をすることを積極的にやらないと、せっかく緊急雇用だと言って国が予算をつけるなりしても、何か足元の困っている部分にしか行き渡らなくて、NPO法人とか各種団体の皆さんが困っているところの手当をしようとしているのに、その情報さえ届かないというようなきらいがあるので、そういうところを注意しながら今後対応してほしいと思います。

**企画課長** そういったような声を担当課のほうへも意見をつなぎながら対応して配慮してまいります。

**小野光明委員** 1点細かいところですけど、諸収入の中で幾つか太陽光発電の売電料ということで載っているのですが、この売電料というものはどのように算定しているのか教えてください。

**財政係長** 例えば民生費で太陽光発電売電料20万4,000円がございまして。これについては、それぞれの保育園に設置されている規模に応じまして算出しております。例えば、日の出保育園でしたら月々8,000円、吉田ひまわりは1,000円、高出保育園も1,000円の12カ月分です。容量と規模によって算出しておりますのでお願いいたします。以上です。

**小野光明委員** それは太陽光パネルの単位面積が基準になっているという考え方でいいですか。

**財政係長** はい、そうでございます。

**白木俊嗣委員** 地方揮発油譲与税というもの、先ほど説明された時に聞きそびれてしまったけれど、倍以上になっている、これは何でしたか。

**財政課長** 地方揮発油譲与税につきましては、以前の地方道路譲与税でございまして、道路特定財源の一般財源化に伴いまして、国のほうの地方財政計画でも57.4%の伸びを見ておりますので、それと同じ比率で予算づけをしております。

**白木俊嗣委員** もう少し細かく教えてくれるか。これはあれでしたか、油の関係でしたか。

**財政係長** 以前の地方道路譲与税が廃止されまして、揮発油譲与税になりました。すべて一般財源化されたものでございまして、税率につきましては、ただ従前の暫定税率は廃止して、廃止するけれども税率は維持をするということで阻止されましたので、その分でございます。ですから、旧道路譲与税と合体して来年度は見込んでいると、こういうものでございます。

**委員長** わかりますか。わかりにくいですか。

**白木俊嗣委員** わからない。

**委員長** 去年がどうで、ことしがというように。

**総務部長** 20ページに三角で2,700万円落ちていますよね。

**白木俊嗣委員** 2,700万円ですか。

**委員長** 少しその辺、例えば、対比的なもの、去年と、わかりやすく。

**財政係長** 20ページの地方道路譲与税というものが、でございます。これは、昨年2,700万円見込んでおり

ましたが、これは、平成20年度中に開設された分を平成21年度収入として見込んだものでございますので、平成21年度限りの収入でございます。これは、来年度は一切ございませんので廃止されます。これとあわせて18ページの地方揮発油譲与税、これはセットで旧地方道路譲与税でございますので、それを地方財政計画の見込みの中では、来年度は5.7%ふえるという見込みでございますので、その比率をかけますと1億1,400万円見込めるということでございます。

**委員長** いいですね。ほかに、ないようですので、これにて質疑を。

**財政課長** 確認できました分だけ御報告させていただきます。金田委員さんのアルピコの収入分の広告の関係でございますが、アルピコの収入1,300万円ほどございますが、すべて運賃収入でございまして、広告は一切していないということございまして、広告料収入はないということでございます。以上です。

**委員長** よろしいですか。

**金田興一委員** はい。

**委員長** 以上で議案質疑を閉じたいと思います。議案第13号ですか、平成22年度の塩尻市一般会計予算、討論を行いたいと思います。討論ございませんか。

**小野光明委員** 私は歳入の部分の一部について異議がありますので、委員会の賛否は保留します。

**委員長** 修正ですか。

**小野光明委員** 賛否を保留します。

**委員長** 保留ですか。参加をしないということですね。

そのほか、ないようでありますので、採決をしたいと思います。議案第13号平成22年度塩尻市一般会計予算に対しまして採決を行います。1人棄権ということでありますので挙手によって諮りたいと思います。原案のとおり認めることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

**委員長** 多数と認めまして、原案のとおり認めることといたします。

#### 議案第14号 平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

**委員長** それでは続きまして、議案第14号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** 予算書373ページをお願いいたします。議案第14号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。冒頭、概要を御説明させていただきますが、新年度予算につきましては、収支バランスが一定していることから国保税率を据え置きとしてあります。平成17年度の改定以降、6年間の据え置きは、19市中本市だけとなっておりますが、単年度の収支は年々悪化しており、平成23年度には歳入不足が生じるものと予想され、税率改正が必要になるかとみております。昨日の一般会計審査の折りにも御答弁させていただきましたが、現在後期高齢者医療制度を平成24年度末で廃止し、平成25年度からは新たな制度創設との方針によりまして、後期高齢者医療制度と国民健康保険を一体化し、政治対応による効率的運営の方向で、国において現在検討が行われております。夏以降、大筋が見えてまいりますので、新制度に移行となるまでの平成23年度、平成24年度の財政計画、あるいは国保税率等につきまして、今後、議会、あるいは国保運営協議会にも御相談申し上げて進めてまいりたいと考え

ております。

予算の説明を申し上げます。歳入歳出予算とも総額59億3,090万円、前年予算対比98.9%をお願いするものです。予算編成基礎につきましては、世帯数は、前年対比170世帯増の9,620世帯、被保険者は240人増の1万7,640人と見込んでおります。

歳出から御説明申し上げますので、394、395ページをお願いしたいと思います。1款総務費でございます。その中の1項総務管理費1目一般管理費につきましては、国保特別会計執行に要します事務諸経費でございます。2目の連合会負担金につきましては、通常の国保連合会への負担金に加えまして、平成23年度からレセプト請求が原則として電子化されることに伴いまして、全国標準のシステム導入に備える経費ということで、2つ目のポツですけれども新たに計上させていただいております。こちらにつきましては、全額、国からの補助でされるということになっておりますのでお願いします。

続きまして396、397ページをお願いしたいと思います。その次の398、399ページにもわたってまいりませうけれども、本年度の医療費の状況でございますけれども、新型インフルエンザによる医療費の増大が大変心配されていきましたが、幸いにも影響は少なく、一般被保険者の療養給付費はほぼ前年並みと見込んでおります。しかし療養費は若干増加しているという現状の中で、平成22年度予算につきましては、10年ぶりとなります診療報酬の引き上げ、あるいは、市の福祉医療拡大の影響等を加味しまして、入院、外来、歯科、調剤等の支給に要します療養給付費は、一般、あるいは退職者あわせまして前年予算対比2.7%、柔道整復、補装具、マッサージ等に要します療養費につきましては、10.1%の増額となっております。

続きまして400、401ページをお願いしたいと思います。この中で冒頭でございますが、2項高額療養費、3目、4目でございます。これは、一般及び退職被保険者の高額医療・高額介護合算療養費でございますけれども、こちらにつきましては、国保の医療費と介護保険の年間自己負担の合計額が、世帯単位で基準を超えた分が申請に基づき支給される制度ということで、初年度でありました平成21年度は、国の指示により計上いたしましたけれども、実際には該当が少なかったということで、平成22年度は減額とさせていただいております。

続いて402、403ページをお願いしたいと思います。3款後期高齢者支援金等につきましては、こちらにつきましては、後期高齢者医療制度の医療費の40%を現役世代が保険税で支援するというものであります。

続きます4款前期高齢者納付金等につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に対する財政調整制度の納付金を国保の保険者として支払うものとなっております。

続きまして404、405ページをお願いしたいと思います。5款老人保健拠出金でございますが、これは、旧老人保健制度の平成20年度の概算拠出金に対する精算分として支払うものとなっております。

1つ飛びまして7款共同事業拠出金でございますが、1つ目のポツ、高額医療費拠出金につきましては1件80万円以上、2つ目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1件30万円以上で、80万円までの医療費を対象に、単独の国保財政に与える影響を緩和するため、各国保から拠出金を出し合いまして、県単位で費用負担を調整する制度に対する拠出金となっております。

続きまして406、407ページの特定健診につきましては、健康づくり課が担当となっておりますので説明を交替させていただきます。

**健康づくり課長** 特定健診につきましては、平成20年から平成24年までの5年間の実施計画を策定し、生活習慣

病の予防対策を計画的に進めてきているところであります。平成22年度の特定健康診査の受診率を50%と定めたことから目標数値を上回るよう事業推進を進めるように計画しております。主なものとしましては、臨時職員賃金、印刷製本費、郵便料、特定健康診査の委託料につきまして増額になっておりますけれども、いずれも対象者がふえることによりまして、それぞれ増額になっておりますのでよろしくお願いたします。私のほうからは以上です。

**市民課長** 続きます2項保健事業費につきまして御説明申し上げます。この予算につきましては、被保険者の健康増進につながる保健事業を実施するもので、2つ目のポツですが、健康優良家庭記念品代につきましては、1年間無診療であった複数の方がいらっしゃる世帯には3,000円分、お一人の世帯には1,000円分の図書券を贈るものであります。

4つ飛びまして、印刷製本費につきましては、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品でございますが、こちらにつきまして、推進をするということでリーフレットを送る予算が含まれているものでございます。

続きまして408、409ページをお願いいたします。2つ目でございますが、2日疾病予防費につきましては、35歳以上の方を対象に人間ドック診療に対しまして、日帰り1万5,000円、1泊2日2万円、脳ドック1万円を補助するものとなっております。

続きまして410、411ページをお願いしたいと思います。10款諸支出金2項繰出金につきましては、櫛川診療所に対する国庫の特別調整交付金をこの会計で受けまして、診療所特別会計に繰り出すものとなっております。昨年よりも増額になっておりますが、これは、平成22年度は通常の運営費分に加えまして、施設整備分が増額となっているものでございます。

以上で歳出を終わります。続いて歳入を御説明いたしますので、戻っていただきまして380、381ページをお願いしたいと思います。1款国民健康保険税につきまして御説明申し上げます。一般の被保険者国民健康保険税は12億7,600万円余ということで、前年予算対比98.25%となっております。また、退職者につきましては、前年度対比99.59%となっております。こちらにつきましては、本年度の決算見込みの対比の中で景気動向によるマイナス要因と、一方で国保税の課税限度額引き上げによる増収要因から見まして、総じて減収するものと推定した予算でございます。収納率につきましては、平成20年度の実績の数値を用いまして、一般の診療給付費分を90.5%、退職者分を96.7%見込んだ予算となっております。

続きまして382、383ページをお願いいたします。3款国庫支出金でございますけれども、この中の1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金につきましては増額になっておりますが、こちらにつきましては、先ほど療養給付費等負担金の中でも御説明申し上げてありますが、療養給付費、あるいは療養費の増額に伴っての増となったものでございます。

続きまして384、385ページをお願いいたします。2項国庫補助金でございます。2目出産育児一時金補助金並びに臨時特例交付金でございます。これは、本年度新たな予算となっておりますが、こちらにつきましては、出産育児一時金につきましては、昨年10月から4万円が増額されている分の2分の1が、また、臨時特例交付金につきましては、介護報酬引き上げに伴う国保税の負担上昇の軽減のため、それぞれ国庫補助となるものでございますのでお願したいと思います。

続きまして386、387ページでございます。5款前期高齢者交付金につきましては、こちらにつきましては、社会保険など被保険者の負担金を財源として、65歳から74歳の前期高齢者の加入率や医療費負担などに応じて交付されるということで、こちらにつきましては、国保は、前期高齢者の加入者の割合が多いということで多額の交付を受け

ているものでございます。

続きます6款県支出金につきましては、先ほどの国庫支出金と同様の内容で増額となっているものでございます。

下の7款共同事業交付金につきましては、歳出のほうで御説明申し上げましたけれども、高額な医療費の負担調整のための交付金でございます。

続きまして388、389ページをお願いしたいと思います。8款繰入金につきましては、一般会計でも御説明をいたしましたのですが、財政安定繰入金等、法定内の繰り入れに基づいているものでございます。

9款繰越金につきましては、本年度の決算見込みの中で2億1,300万円余を見込んでいるというものでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

**委員長** それでは、委員の皆さんから質疑をお出しただければと思いますが、ございませんか。

**小野光明委員** 407ページの関係の特定健康診査の関係ですけれど、これは、導入された時にいわゆるペナルティ問題がありましたけれども、それが今後どうなっていくのかということと、あとメタボ健診で、いわゆるお腹周りの長さがどうもおかしいというような話もあったりするのですけれども、特定健診の関係は今後どうなっていくのですか。教えてください。

**健康づくり課長** まず、平成24年度までに受診率を65%までにしなければいけないという、ペナルティということがありますけれども、まだその内容についてはどうなるかということはまだ決まっておきませんので、何とも申し上げられない状況です。それからお腹周りの健診につきましては、私はわかりませんので担当のほうから説明申し上げます。

**生活習慣病予防係長** 腹囲の関係ですけれども、男性は85センチメートル以上、女性90センチメートル以上ということで、規定が決められておりますが、最近マスコミ等でその腹囲がおかしいのではないかという報道が一部ございましたけれども、国からはまだ正式な通知が来ておりませんので、現在のところ従来どおりの法に従って特定健診を進めていく予定でございます。以上です。

**市民課長** あわせまして先ほどのペナルティにつきましては、国保年金係長のほうから御説明申し上げます。

**国保年金係長** 私のほうから申し上げます。平成25年度におきまして、65%例えば特定健診に行かないと、10%の加算減算になります。ただ後期高齢者の制度が平成24年度末に廃止されますので、当然、後期高齢者支援金も平成25年度からなくなります。現行、今、国では後期高齢者支援金はなくなるので、ペナルティは廃止をする方向だということをおっしゃっております。ただ、平成25年度からどのような形になるかわかりませんが、引き続いて特定健診のほうは継続ということで対処しております。以上でございます。

**委員長** よろしいですか。

**小野光明委員** ほかの件で、いわゆる後期高齢者の関係が見直しということで、平成24年度完としていますが、見直されても結局、また国保に戻ってきたら従来の保険料をどうするかという問題は残って、ほかの市町村でも大分苦労して保険料を上げたりというような方向にあるのですけれども、市の場合は、国保は大分厳しい状況にある中で、保険料の関係を含めて、仮に廃止になって戻ってきても財政状況は苦しいことには変わりはないのですけれども、市のほうで何か、平成24年になるかどうかちょっと不明なところもあるのですが、どんな考え方をしているのか教えてください。

**市民課長** 私のほうからお答えします。先ほど冒頭申し上げましたけれども、幸いにも健全財政と言いますか収支のバランスがとれていますけれども、今の国のほう、あるいは、県のほうから流れてまいります情報の中では、やはり広

域化での収納制度、税率、あるいは収納体制、財政内容もばらばらでありますので、なかなか自治体間の調整は難しいのではないかとこの中で、県一本化するには、まず県が指導性を発揮するということが、それから市町村がそれに沿って協力をし合おうという形での、そうでなければ実現できないという形になってきます。他市の様子をみますと、結局収支バランスがとれないために、帳尻をあわせるために市から特別の繰り出しをしている市、あるいは、決算時に決算が結べないために次年度の歳入を前年度に充てる、繰上充用をせざるを得ない市とか、そういう赤字をかなり抱えている市がございます。そういう形の中で、あと2年余になりますけれども、その間に、県の制度にあわせるために、順次、その制度に年次計画で2年間であわせていく、そのようなこともこれから求められてこようかと思っておりますので、また、これからの国の動向、また県の状況を見る中で、また御相談を申し上げてまいりたいと考えております。以上です。

**小野光明委員** 市においては、平成24年度まで、国保についてですけれども保険料は上げないということではないですか。

**市民課長** 済みません。冒頭申し上げましたように、平成24年度までは市単独でございますので、今年度は国保税を上げなくても済みましたが、来年度、平成23年度、平成24年度につきましては、歳入不足を補うということでの税率改定も考えていかなければならない時期にきているということで御理解をお願いしたいと思います。

**小野光明委員** そうすると上げざるを得ない。

**市民課長** 現在の状況の中では、歳入を確保するという面から、それを考えていかなければならないということでございます。

**白木俊嗣委員** 国保に聞いて悪いけれど、一般会計で聞くのを忘れてしまったけれど、燃料費があるね、車の燃料費など。あれは、今、業者との関係はどうなっているのかと、単価が幾らになっているか。ついでにガスの関係、これで昼休みなると思うので、庶務課のほうで、多分みんな一括でやっていると思うので、ちょっと調べてくれないか。

**会計課長** あとで資料を。

**委員長** そうですね。お願いします。

**白木俊嗣委員** それでは、一緒に業者名もね。

**会計課長** はい。

**委員長** それは、よろしいですね。

**白木俊嗣委員** はい、その時点でまた。

**副委員長** 医療費の全体的な考え方についてお聞きをしたいのですが、今、長野県全体は国レベルからすると医療費のかからない県、高齢者の元気な県ということではトップにあると思うのです。今の高齢者の生活スタイルとしては、農業をやっていたり、高齢でありながら現役で元気に働いたり、お仕事したり、活動していらっしゃるという状況なのですが、今後の医療費の推移の考え方で、この次の高齢者になる方たちの生活、今の40代、50代とか、今の方たちが今後高齢者になった時に、やはり同じような状況かどうかということ、今の若い方たちのライフスタイルが、やはり農業に従事していたりとか、ちょっと違うと思うのです。そうすると、今後さらに医療費が、高齢になった時に、今のままではなく、さらに医療費がかかってしまうという不安というか、心配とか、予測もあると思うのですけれども、その医療費の推移が、もし試算というか、それが出ているようであれば教えていただきたいですし、今後の健康対策と医療費の対策、どのようにお考えになっているのか基本的なことでもいいので教えていただきたいと思っております。

**市民課長** 係長のほうから御答弁申し上げます。

**国保年金係長** お答えいたします。今、委員さんがおっしゃられたとおり、老人医療、後期高齢の医療費につきまして、県は、47の都道府県の中で一番下です。その要因は、1つは、高齢者の就業率が高いということと、在宅の死亡率が高いということでございます。今、委員さんがおっしゃられたとおり、今後、やはり、こういう在宅死亡率の、病院で亡くなる方がふえてきますので、当然、その医療費を、高齢化に伴って医療費はかなりふえていくと思います。今、長野県の老人医療費につきましても、県下、全国で一番下ですけども、伸び率が高いですので、ここ2年のうちには、46番目の新潟県と逆転するのではないかとされています。これまでの議会の中でも御意見をいただいております医療費につきましては、歳出全体の約7割を占めておりますので、やはり、診療報酬では、改定、賄えないものがありますので、私どもも、現在、平成20年から平成24年の中で特定健診をやっておりますので、特に、今、受診の動向を見てみますと、65歳を境にして内科の受診者が上がって、75歳を境にして有床患者がふえてきますので、そうしますと、私たち若い世代から生活習慣病を予防することが大事です。認識しておりますので、この5年間のうちに特定健診を65%に高めて、特定保健指導を45%に高めながら、メタボリック症候群、生活習慣病の方を予防しながら、これは、すぐには結果が出ませんが、5年先、10年先を見て、伸びていく医療費を保険者の責務、市町村責務の中で助力をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**副委員長** そうしますと、やはり特定健診が大事だということですが、今の現状を見ますと、働き盛りの、特に男性の方の受診率がすごく悪いですね。そうするとその先がもっと心配になるのですけれども、その点に対する対策とか、計画がありましたらお願いいたします。

**健康づくり課長** 40代、50代の働き盛りで国保に加入している人というのは、大体自営業の方々が多くなってきているかと思うのですが、私どもの特定健診、たまたま夏場に多く健診をしてあります。そういった関係で、冬場、仕事がないというような農業の方たちの対策として、ことし、たまたまなのでですけども1月の末に健診をさせていただきました。3日間なのでですけども、大分健診率が多くて、少し悪い面が出てきたかなというぐあいにはなっていますので、そのようなことも含めて、来年度は、勧奨も含めながら、受診勧奨につながるような働きかけをしていきたいと思っております。以上です。

**古畑秀夫委員** 今の関連で、私も1月に入って何回も来て、1月に入って受けた口なのでですけど、何か、今から来年度のものを募集して、1年先といってもあれだというし、今まで人間ドックでやってきた関係からいくと、1年後に受けるとすると、来年のほうがいいなというようなものがあったとしても、今年度の場合で言えば、大体去年の9月で終わって、また、10月から何か外来というか、それで受けるようなものがあったりするので、もう少し幅広く1年間を通して受けられるようにしてもらったほうがいいのかなという感じを特にしていますけれども、その辺のところ、先ほど言ったように少し配慮していただけたらというふうに思います。

それからあわせて、特定健診の委託料3,800万円云々とあるわけですが、1人1,000円だけ払っているわけですが、実際には一人当たり幾らくらいかかっている、例えば、ずっと私などは勤めていた時、人間ドックを奨励されたものですから、率直に言って、あれだけの検査項目だけでは物足りない部分があるものですから、できれば、もっと人間ドック、毎年というお金がかかるしあれですけども、1年おきくらいに人間ドックもやって、もっと皆さんから健康管理をしてもらおう立場からも、人間ドックのほうへ力を入れるようにしたほうがいいのではないかとこの考えもあるのですが、その辺の関係などはどのように考えているか、少しお聞きしたいと思います。

**市民課長** 先ほど保険事業費の中でお答えしましたが、人間ドックにつきましては、35歳以上を対象にしており

まして、これは毎年、1年間に1回でございますけれども、補助をしているという形であります。以上でお願いします。

**健康づくり課長** 一人当たりの金額につきましては、担当の係長のほうから説明申し上げます。

**生活習慣病予防係長** 特定健診の健診単価でございますが、医療機関で受ける個別と、集団で行います健康づくり事業団に委託する2つの方法がございます。個別健診は1人7,580円、集団で実施するほうは5,909円になっております。それぞれ1,000円負担していただいております。以上です。

**古畑秀夫委員** 今年度の受診率などは、大体集計はできていますか。

**健康づくり課長** まだ集計した結果が出てきておりませんので、現段階では何とも申し上げられないのですが、10月に確定数字が出ますので、その時点では目標数値をごくわずかですが上回るように今のところ試算しております。

**古畑秀夫委員** 先ほどの人間ドックの話は、もっと人間ドックのほうへ、いわゆる個別でもかなりのお金がかかるね、これを聞いていると。それで1,000円で、あれだけだと、そうすると人間ドックのほうへもっと力を、毎年、それは自由だけれども、そういうことで力をもっと入れていったほうが、健康上、全体的に病気になって病院にかかる、いわゆる予防的な部分で、お金がどのくらい、医療費がかかってくるかという細かいことはわからないけれども、予防医療に努めるということであれば、そういったものに力を入れていったほうがいいのではないかなという意味のことを言ったわけだけれど、その辺のところ、毎年受けられることはわかっているけれど、もっと、そういうところへ力を入れたほうがいいのではないかと思っています。

**健康づくり課長** 当然、私どものほうも健診を受けていただければいいものですから、そのようなことも含めてPRをさせていただきたいと思います。

**市民環境事業部長** ドックのことですね。

**古畑秀夫委員** 人間ドックは、何、毎年くれる、くれない。毎年は。

**市民課長** 先ほど申し上げましたように、毎年でございます。

**金田興一委員** 同一人。

**市民課長** そうです。

**委員長** 前と関連。

**金田興一委員** 済みません。

**委員長** いいですか。ほかに。

**副委員長** 先ほど健康家族奨励金の話、私は、前回もこのことを委員会でお話をさせていただいたのですが、国保の場合、かなり高い保険料を支払って1年間健康で過ごした場合、3,000円の金額では少ないのではないかという声をいただいているのです。それで、前回、いつ頃からこの3,000円がずっと続いているのかということをお聞きしたと思うのですけれど、この時代の中で、やはり健康というものは本当に貴重だという、奨励する意味もかなり大事になってくると思うので、3,000円の考え方についてお聞きしたいのですけれど。

**市民課長** 係長のほうから御説明します。

**国保年金係長** お答えいたします。健康表彰につきましては、平成4年から導入しております。現在平成21年度は、3,000円、お二人世帯ですと41世帯だけです。ただ、これは、いろいろな御意見をいただきました。国保の運営協議会の先生からもこういう制度を設けることによって受診を低めてしまうと、3,000円ですけども、我慢をしてかえって悪くなるという意見もあるものですから、今、県下の状況を見ますと、長野、松本、駒ヶ根、中野、

安曇野市さんで実施しておりますけれども、中には、5年のスパンにして、うちは、これは1年間ですけれども、5年間で受診した時に、例えば5,000円のものというものもありますけれども、今、うちの国保運営協議会の中では、健康表彰について、やることによっていかなものかという意見もありますので、当分の間は、この金額でいかなるを得ないかなと考えております。御理解をお願いしたいと思います。以上です。

**副委員長** やはり、それをもらいたいために病院に行かないということになってしまえば、本来の健康とか、予防医学とかいうところから外れてしまうので、やはり、必要な時には、きちんと医療にかかっていたとすることも大事だと思いますので、それではまた、今後、検討をお願いいたします。

**委員長** いいですね、要望でね。

**副委員長** 要望でいいです。

**委員長** ほかに、よろしいですか。

ないようですので、採決をしたいと思います。議案第14号平成22年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第14号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで休憩をいたします。午後1時15分から再開をしたいと思います。お願いします。

午後12時03分 休憩

午後1時13分 再開

**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。

#### 議案第16号 平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計予算

**委員長** 引き続きまして、議案第16号平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** それでは、予算書425ページをお願いします。議案第16号平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。歳入歳出予算の総額は、それぞれ12万1,000円とするものであります。この会計につきましては、老人保健事業の廃止に伴いまして、平成20年3月診療分以前の月遅れの請求分を支払うものとなっております。請求件数の減少により前年予算対比3.3%と大幅な減額となっております。この特別会計につきましては、平成22年度で設置義務が終了いたしますので、来年度末には廃止となる予定であり、平成23度以降の処理が発生した場合には、一般会計で行うこととしております。

歳出から御説明申し上げます。435、436ページをお願いします。1款医療諸費1項医療諸費1目医療給付費につきましては、入院、外来、歯科、調剤等に要するものであります。続きます2目医療支給費につきましては、柔道整復、コルセット等に要するものとなっております。なお、3目審査支払手数料、4目高額医療費につきましては、冒頭申し上げましたとおり、大幅な減額となっております。以上で歳出を終わりましたので、続いて歳入の御説明をいたしますので、戻っていただきまして、431、432ページをお願いします。

歳入1款支払基金交付金でございますが、こちらにつきましては、社会保険、共済組合などの各保険者が基金を設置

して、老人医療費として支払っていただいているものであります。

2款国庫支出金以降でございますが、医療給付費の公費負担5割分にあたるもので、2項の国庫支出金では、国が全体の12分の4、3款県支出金、4款繰入金につきましては、県と市がそれぞれ12分の1ずつ負担となっているものでありますのでお願いしたいと思います。以上で、老人保健事業特別会計の説明とさせていただきます。以上でございます。

**委員長** 委員より質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

**委員長** ないようですので、議案第16号平成22年度塩尻市老人保健事業特別会計予算について原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第16号につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**会計課長** 白木委員の御質問の関係でございますが、燃料の資料をお配りさせていただきますのでよろしくお願いたします。

**委員長** 受け取るだけでよろしいですか。それでは質疑はありますね。

**白木俊嗣委員** 実は、レギュラーだとか、軽油の関係、灯油の関係、昔からそうだけれど、石油商業協同組合の会員でなければ、実際に取り引きしてないわけだ。その中で、要するに、今それ以外のこういう業者がいくつもあるわけだ。その中で単価が違う。これを見るとレギュラーガソリンにしても120円というが、実際には、もっと安く入るところもあるし、灯油でもそうだけれど。あるところで見せてもらったりすると、これは灯油70円と書いてあるけれど、実際は65円くらいで、結構みんな取り引きしている人が大勢いるわけだ。だから、水道もそうだけれど、その指定業者でないといけないという、今までの経過が、これは問題があるのではないかと思う。やはり、こういう競争の時代なので安ければ、安い業者なり何なりも仲間に入れて、組合に入ってなければ駄目だというのは、私は問題があると思う。どう思うか。

**会計課長** 裏面に下の油組合の関係の名簿を書いておりますが、現在、その油組合に入っていない業者も確かにあります。従来のお付き合いいただいているところには、組合に入っていないでも同じ価格でお願いをしております。確かに、国道のほうにあります大手の全国チェーンのところには言っていないのですけれども、入札をすれば安くはなると思いますが、地元の業者を指定ということで従来このようにやっております、松本市をはじめとしまして、他市の状況におきまして、組合との協議でやっているところがほとんどでございます。今後、組合と協議をする中で、そういう全国チェーンの大手のほうも考慮いたしまして、交渉してまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

**白木俊嗣委員** 組合の協議と言うけれど、やはりこういう自由競争の時代なので、それは、もうぼつぼつ撤廃していかなければね。一番割りをくっているのは、今までは水道組合だ。それに加入してなければ、市の工事はさせないとか。最近オープンになってきたので、一般のそれ以外の業者にも入札には参加させているけれど。以前は、何しろ組合に入っていなければ、絶対、市の入札参加はできなかった。だから、これも組合をつくって、一つの組合なので強いことを言っているけれど、実際の売買を見ていると灯油でも70円、65円でいくらでも売っている。これは、あれまで入っているかもしれないけれど、要するに配送まで入っているかもしれないけれどね。実際、灯油などは個人で買いに行

けばもっと安い。だから、ぼつぼつ、その辺の見直しは、私はすべきだと思う。

**会計課長** 御意見をちょうだいいたしましたので、再度また組合とも協議をしていきたいと思ひます。今後の方向につきまして。

**白木俊嗣委員** 組合の協議ではないのだ、これは皆さんが決めるべきことだから。組合にしてみれば、組合はおれたちだけでやりたいと言うに決まっている。ガスもそうだしね。これも同じ指定業者でなくて、市内に店をはってれば、みんな、そういう人たちが競争ができるような、そのような仕組みをつくっていかなければ、これはまずいと思う。そういう面で、庁内の中で検討をしてほしいと思う。組合などに相談すれば、だれもうんなどと言う者はいない。

**委員長** その点はとうですか。

**総務部長** いろいろあると思ひますけれども、建設業もそういうことだろうというふうに思ひます。一方では、市内企業育成の話もござひますし、片方は、そうは言っても競争原理が働かなければいけないということも、また一理だというふうに思ひます。今、言ひますように、大手が19号線沿いとたくさん出てきていますので、そういうことからいくとなかなか難しい面もあるかと思ひますけれども、せつかく御意見をいただきましたので、庁内的には検討はさせていただけますけれども、とういう方向になるかは、また報告したいというふうに思ひます。

**白木俊嗣委員** 今、部長の話を聞いていると検討はするけども、と。検討をすると言へばいいではないか。絶対かけると言ってもらわなければ、検討だけで終わってしまうような気がするのだけれど。

**中野長勲委員** たまたま、この組合員名簿に私の納入業者ということで名前が載っています。これは、組合員名簿と書いてあるけれど、私の知る限りでは、このほかに米穀商組合とか、それから当時の薪炭商組合とか、そういった業者も何カ所も入っていることだと思ひます。それで代表で石油商業組合が窓口になるとうような感じだと思ひます。その辺はとうなのですか。今、薪炭商組合とか、米穀商組合とうものが後継者不足とか、店を辞めてしまうとか、そのとうなことで入っていないところもあるし、現に、入っていて納入しているところもあるけれど、名前は載っていないけれど。たまたま、これは石油商業組合しか載っていないけれど、経過についてはとういうことではないですか。

**用度係長** 委員さんのおっしゃるとおりでござひまして、つい、ことしまでは載っておったのですけれど、組合のほうからこの形にしてくれとうような形で持ってまいりまして、今現在、百瀬さんですか、吉田の百瀬さんは1店、入っておるのですけれども、ほかのところは、米穀的な関係の団体とか、今のところもうないとうような状況でござひまして、今、現時点の中では、今、おっしゃられた2団体の中では1社、あとは、このベースの中の16者の業者の皆さんが組合をつくっている状況でござひます。

**白木俊嗣委員** 今、世の中の流れが全般に一般競争入札の時代なので、その辺を理解してほしいとうことなのです。だから、要するに特定の者だけが参加してとうのこうのと。実際に、昔からそうだけれど、各保育園でも何でもそうだけれど、みんなそれぞれ割り振りがあって、どこの業者はどこととうようなあれがみんなできている。それがいいかないと言っているのだよ、私は。だから、組合に入っていてても何でもいいので競争入札をして、安ければ安いところにある程度、行政が、そのとうなことを考えていくべきだとうので願ひします。いいです。また、同じことを言われるので。

**総務部長** 先ほどの答弁のとおりやらさせていただきますので。

**白木俊嗣委員** 先ほどの答弁ではいいかないと言っているではないか。

**中野長勲委員** 白木委員に言うのではないけれど、確かに安いところはあるかもしれない。極端なことを言へば、こ

という業者もあるし、今、燃料、灯油でも売っているところは、カインズあたりは、とても私たちは太刀打ちできない。でも、カインズという名前を出してはいけないけれど、市の振興券、あれも小さい店を利用しないで、そういう大手ばかりに流れてしまう。この業者も苦労して、そして決められたところへ納入しているというけれど、やはり遠い人が遠いところに納入に行くのではなくて、近いところへ優先的に納入するというような形でやっているのだけれど、その辺のところは、安いところと言えばいくらでもあると思うけれど、今後は、今、部長が言われたとおりに、どのように決定してくれるか知らないけれど、そういう事情もあるということだけ、私のほうから言っておきます。

**委員長** わかりました。いろいろな意見を参考にして、一つ、また、しっかりと検討していただきたいと思います。これで、エンドにしておいてください。

**白木俊嗣委員** 待つ。こういう意見の中で、登録されている業者がそういう言い方は駄目だよ。だから、自分が登録されていると、最初に言ったからそれで言うけれど、私もどうのこうの言っても、その人たちは、それなりに市への陳情だとか、いろいろな面で、それなりの恩恵はあるので、だから検討するということになればいいけれど、ただ、先ほどは消極的な見直しというか、検討すると言うので、ただ言うだけだから。

**委員長** 済みません、申し訳ないが、この件に関しては、私の裁量ということでストップをしてください。行政のほうに、いずれにしても検討をしていただくようお願いを申し上げて、これで、終了させていただきます。

#### 議案第17号 平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算

**委員長** 続きまして、議案第17号平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

**財政課長** 予算書の437ページをお願いいたします。議案第17号平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算の総額を1,159万3,000円と定めたいものでございます。説明にあたりましては、予算説明資料で説明をさせていただきますのでお願いいたします。説明資料の5ページのほうをごらんいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

予算説明資料の5ページになりますが、一番下のほうにあると思いますが、この会計は、用地先行取得事業債で取得いたしました土地に関する物的会計でございまして、現在、用地先行取得事業債を借り入れて対応したものが1件だけ残っておりまして、これが、平成16年度に借り入れをいたしました奈良井駐車場用地でございますが、平成22年度に実施をいたします川岸線事業で取得をすることになりましたので、先行取得事業債にかかわる元金と利子をあわせまして1,159万2,000円、これを一般会計の事業費で買い戻すことによりまして、この会計につきましては、平成22年度をもってゼロとなったというものでございます。以上でございます。

**委員長** 委員より質疑を受けます。何かございますか。

**古畑秀夫委員** 直接あれだけれど、駐車場の事業の進捗状況というか、予定どおりで進んでいるかお聞きしたいと思います。

**委員長** 関係者はいないね。申し訳ないが、またそれは、別で聞いてください。

ほかに、ないようですので、議案第17号平成22年度塩尻市用地先行取得事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第17号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 議案第21号 平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算

**委員長** 議案第21号平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算を議題とします。説明を求めます。

**健康づくり課長** それでは、平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算について説明させていただきます。予算書は、523ページからになります。歳出の明細を先にお話したいと思いますので、536、537ページをお願いいたします。総務費では、診療所の管理運営にかかわる経費を計上させていただいておりますので、そこに書いてあるとおりですのでお願いいたします。

次のページ、538、539ページをお願いいたします。この医業費の中の医業事業事務費につきまして、医師、看護師等5人分の人件費と医薬材料費等の診療経費になります。このうち医業事業事務費の中の下から2つ目の黒ボツになりますけれども、備品購入費が計上されております、850万5,000円になっておりますけれども。これにつきましては、エックス線撮影やCT撮影画像をデジタル保存し、モニターで診療ができるレントゲンデジタルシステムを新たに購入するものです。このデジタルシステムにつきましては、過疎対策事業債を使いまして購入するものであります。

次のページになりますけれども、次は公債費と予備費になります。歳出の関係は以上になります。

次に、歳入のほうに戻りまして、530、531ページをごらんいただきたいと思います。こちらは、診療収入になります。このページをすべてトータルしますと8,020万円ほどになりますけれども、年間延べ患者数1万2,000人を見込んで計算をさせていただいております。

532、533ページをごらんいただきたいと思います。一般会計でもお話をさせていただきましたけれども、一般会計からの繰入金は1,213万3,000円ということで、前年よりも427万9,000円減額となっております。

次に534、535ページをお願いいたします。先ほど歳出で説明させていただきましたデジタルシステムにつきましては、この過疎対策事業債を使って行うもので740万円計上させていただいております。

以上、歳入歳出予算額、それぞれ1億249万9,000円とするものです。引き続き健全経営に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

**委員長** 質疑を行います。何かありますか。ないですね。

ないようですので、議案第21号平成22年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計予算については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第21号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

#### 議案第22号 平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

**委員長** 続きまして、議案第22号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** それでは、予算書548ページをお願いいたします。議案第22号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特

別会計予算につきまして御説明申し上げます。歳入歳出予算総額5億4,710万2,000円とするものであります。この特別会計は、後期高齢者医療制度の保険料徴収や窓口処理にかかわるもので、被保険者総数は、75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方の8,330人を見込んでおります。

歳出から説明申し上げますので、558、559ページをお願いします。歳出1款総務費でございますが、1項総務管理費1目一般管理費でございます。中ほどにあります特別旅費につきましては、広域連合に市の職員1人を派遣しておりますので、それにかかわるものとなっております。

下のほうにまいりまして2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これにつきましては、納入されました保険料と一般会計から繰り入れをいただきます保険料軽減相当額をあわせまして広域連合に納付するものとなっております。

続きまして歳入の御説明を申し上げますので、お戻りいただきまして554、555ページお願いしたいと思います。歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料でございますが、保険料率につきましては2年ごとで見直すこととなっております。医療費などの増加が見込まれることから、平成22年度、平成23年度の保険料は4.9%引き上げられることになりました。一人当たりの平均保険料が、現在の年額4万5,770円から2,253円の増額となりまして4万8,023円となるものであります。こちらにつきましては、今後、市の広報への特集等で御理解をいただき、また、納税に努めてまいりたいと考えております。また、計上いたしました予算につきましては、まだこの額が決定前の金額という形で計上してございますので、また今後、補正等でお願いする場面もあるかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

このページ一番下になりますが、3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者や被扶養者であった方への保険料軽減分に対しまして公費負担をするもので、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1となっております。

次に556、557ページをお願いしたいと思います。5款繰越金につきましては、4月、5月に納入されます平成21年度分の保険料を繰越分として計上するものでありますのでお願いします。以上で後期高齢者医療事業特別会計の説明とさせていただきます。

**委員長** 質疑を行います。

**小野光明委員** 先ほど保険料が上がるということで説明がありましたけれども、これは、一律、県内市町村の同じ算定基準で上がるということでしょうか。

**市民課長** 後期高齢者医療につきましては、事業としては、広域組合で全県一律の事務取り扱いをしておりますので、全県、同じということをお願いしたいと思います。

**小野光明委員** その基準も全く同じ。

**市民課長** 全く同じものであります。

**小野光明委員** 平均でも同じ。

**市民課長** はい。

**白木俊嗣委員** もう1回、その料金を言ってくれないか。

**市民課長** 引き上げ率につきましては4.9%ということで、これは2年ごとに改定になっておりますので、今回平成22年度と平成23年度ということでございます。平均の一人当たりの保険料ということでございますけれども、現

在、年額4万5,770円となっております。これに2,253円が増額されまして、4万8,023円となるものでございます。以上です。

**小野光明委員** 広報の仕方なのですけど、いわゆる前も問題になった時に、知らないうちに値上げみたいなふうな話にならないかという気があるのですけれど、どうなのでしょう。

**市民課長** こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように市の広報の中で特集号を組みますし、また対象の方につきましては、個々に納税のお願いをする通知の中にその旨を記載して、理解をしていただきたいというふうに考えております。

**小野光明委員** 年金から天引きみたいな話にはならないですか。

**市民課長** 係長のほうから具体的には説明します。

**国保年金係長** 年金天引きにつきましては、なるべく世論の反発とか関係者の方が大分反発されまして、平成21年度から年金天引きをするのか、口座振替をするかということで選択制になっておりますので、今のところは強制ではありませんので御理解をいただきたいと思います。以上です。

**白木俊嗣委員** 普通徴収分で滞納はどのくらいあるわけですか、今。これを見ると、予算の中で盛られてないような気がするけれど。

**収納課長** 後期高齢者の普通徴収につきましては、収納課で担当をさせていただいております。この普通徴収が始まったのが2009年7月からございまして、2010年3月1日分の納期までですが、これは日々変わりますけれども、約260人の未納が561万9000円という数字になっています。全体の調定等については、うちのほうでは把握しておりませんのでお願いいたします。

**白木俊嗣委員** これ、普通徴収というものは、なかなか100%になるわけにはいかないと思うけれど、これは、あれか、もし滞納がたくさんふえている場合に、この保険料を上げる必要になるような気がするのだけれど、そういうこともあるわけだね。

**市民課長** こちらは、国保と同じように加入者の保険料と国等からの支援で賄っているものでありますので、おっしゃるとおりに保険料滞納がふえてくると、それだけ経営を圧迫しますので、税率のほうにはね返って来ことも懸念がされております。そういうような中で、この制度が平成20年度から始まって、まだそんなに日が経たないものですから、そういう中で新たに加入された方が、例えば、国保の時に口座振替になっている方は、それは、引き続いて口振りになるのではないかということで、これは、知らないでいる方もいらっしゃるのですが、また、新たな手続をとってもらったか、今の振り込み方法が変更になって十分な理解をされていない面もございまして、そういうことも含めたり、あるいは、まだ、先ほど言いましたように年度がそんなにたっていないものですから、多額にならないような形の滞納にならないように、個々にまた御連絡をしたり、滞納整理に努めて収納にあたっていきたいとは考えております。

**白木俊嗣委員** もう1回、こうやって見ると単純にこう言うけどね、いわゆる5%くらい滞納があったということだね。それで何年か経つとたくさん額になるのではないかと思うのだけれど。ましてや、これは後期高齢者なので、本当に収入も少ないと思うのだね。それ以外の者は、年金で徴収、特別徴収されてしまうからいいけれど、それ以外の人は、なかなかいただくというのは難しいような気がするけれど、言っても始まらないけれど、なるべく滞納がふえない時点で、処理してほしい。

**委員長** ほかによろしいですか。1点、私のほうからいいですか。今、関係して督促手数料というものは、先ほど国

保事業のほうにもあったのですけれども、これはどういう意味なのか。100円掛ける1,300円とか、先ほどは100円掛ける900とか9,000とかというような数字が出ていたが、この辺を少し説明してくれますか。

**収納課長** 督促手数料は、市条例の中に規定されています。1件につき100円ということですので、今の1,300という数字は、1,300件を見込むということでございます。掛ける100円ということでございます。

**委員長** それに対する費用というものは、それでは、どのくらい、こちらでは、どのくらい見込んでいるの。

**収納課長** 具体的に人件費がどのくらいかかるかということはわかりませんが、少なくともはがきで出す郵送料は50円かかります。あとは、はがきに対する印刷とか、そういう経費になりますけれども。

**委員長** 大体、それが、それでは100円としているものになるのですね。

**収納課長** 100円ということで規定されていますので、条例は、

**委員長** 条例ですね。条例ね。条例。

**収納課長** 条例です。市条例です。

**委員長** それでは、いいです。ほかによろしいですね。

ないようですので、議案第22号平成22年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算について、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第22号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**議案第27号** 平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)中 歳入全般、歳出2款総務費(1項総務管理費14目人権推進費及び16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目老人医療事務費及び9目国民健康保険総務費、4款衛生費(2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正

**委員長** 続きまして、議案第27号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。説明を求めます。

**人事課長** それでは、議案第27号、別つづりになっているかと思いますが、お出しいただきたいと思います。歳出から入らせていただくということでよろしいでしょうか。

**委員長** 結構です。

**人事課長** そうしますと別冊の議案第27号、32、33ページをお開きいただきたいと思います。それでは33ページの説明欄に従いまして御説明申し上げます。説明欄一番上の白丸、特別職給与費、特別職手当ということでございますが、収入役の年度末の退職に伴います退職手当分でございます。

その下の白丸、職員給与費につきましては、一般職の退職手当分でございます。当初予算段階では14人の退職を見込んでおりましたけれども、現段階で年度中途を含めまして24人ということの中で、当初予算より10人ふえた分の退職手当分でございます。

**総務部長** その下の一般管理事務諸経費の交通事故等補償金であります。32万円の内訳でございますけれども、1点は洗馬支所の駐車場内におきまして、停車している車に公用車をぶつけたということで、相手はゼロですけど当方は100という割合です。

それからもう1点が、消防の広丘第一部の積載車が右折しようとしたところ、後ろから来た車とぶつかったと。後方確認がいけないということで50対50の割合であります。トータル的に32万円ということでございます。

ちなみに平成21年度のこれらに関する件数は6件、81万9,000円余でございます。平成20年が8件ございましたので、平成20年よりは2件減っております。なお、この費用につきましては、全国市有物件災害共済会から全額補てんされることになっております。以上です。

**人事課長** その下の白丸、職員支援事務諸経費のうち職員採用試験事務委託料13万円の減額でございます。これにつきましては、職員の採用試験に伴います委託料ということで、当初68万5,000円の予算を見込みましたものにつきまして、事業確定によりましてここで補正をお願いするものであります。なお、昨日もお話申し上げましたが、本年度の新規採用予定者は19人ということをお願いいたします。以上です。

**秘書広報課長** その下の白丸、市制施行50周年記念事業でございます。私どもの関係分でございます。これは記念式典の関係費、また、写真集、記念ビデオ等の撮影経費を盛ったところでございますけれども、事業確定に伴う補正減ということでございます。その中で1点、郵便料の関係、金額が大きいものでございますけれども、これにつきまして、当初、フレーム切手2,000シート、市のほうで全部つくって販売するというので予定をしていたのですが、郵便局さんと話し合う中で、5月までにお互いに1,000シートずつを売りましょうということになりまして、最終的には、この数字が市のほうでは1,052シート市のほうで販売、郵便局さんのほうで948シート販売、それで昨年の12月をもちましてすべて完売という状況になっております。今回の補正減でございますけれども、この郵便局さんで販売した948シート分をここで、歳出で補正減いたしました。同額、歳入の諸収入につきましても補正減という形で、今回計上させていただきました。以上でございます。

**会計課長** その下の欄、会計事務諸経費でございますが、備品購入費3万2,000円をお願いいたします。内容でございますが、収入役退任に伴いまして、4月1日から会計管理者が使用いたします公印を2つ購入するものでございます。1つは文書用でございます。もう1つは小切手用でございます。以上でございます。

**財政課長** 次の財産管理事務諸経費、1つ目の土地等賃借料の減額につきましては、広丘東保育園の土地を野村から有料で賃借いたしますが、建設期間中につきましては協議によりまして不要になりました。また、職員駐車場の賃借料の確定、これらの理由によりまして128万4,000円を減額するものでございます。

その下の廃棄物処理負担金につきましては、八十二銀行広丘支店用地の廃棄物処理費用、これが確定をいたしましたので、2,478万円を計上するものでございます。

その下の市有物件災害共済金返還金につきましては、平出遺跡復元住居火災の加害者の損害賠償分で43万円を計上するものでございます。

次の丸の基金積立金につきましては、各基金の元金利子の確定によりまして、220万円を増額するものでございます。

次のページの白丸の土地開発基金繰出金につきましては、利子の確定により1万円を減額するものでございます。以上です。

**情報推進課長** 同じページですけれども、情報開発費について御説明申し上げます。減額補正にかかわるものにつきましては、入札差金等事業費の確定に伴います補正減でございます。

5番目の白丸の情報処理システム再構築事業の中の住民情報等システム保守委託料734万9,000円ですが、こ

これは、新年度から予定しております子ども手当システムを導入するための経費でございます。これにつきましては、導入経費を抑えるために、現行の児童手当システムのサーバーにディスクを増設しましてパッケージを導入するものでございます。これにつきましては、全額国庫補助 歳入のほうの17ページにもございますけれども、それから、構築期間が足りませんので、これにつきましては、全額繰越明許で対応させていただきます。以上です。

**消防防災課長** 引き続き13目防災防犯費をお願いいたします。説明欄一番上の1つ目の白丸、防災防犯諸経費でございます。1つ目の黒ボツ、地域防災無線再免許申請業務委託料、これは事業費の確定に伴う補正減でございます。

その下の重機借上料、訓練用資材の補正減でございますが、これは市民総合防災訓練の、去年は吉田小学校で行ったわけでございますが、この関係のグラウンド整備費用等が不要になりましたので、その不用額を補正減させていただくものでございます。

その下の白丸、防災施設・設備等整備事業の関係、ここに2つ載っておりますが、保守管理委託料と設計業務委託料、これは事業費の確定による補正減でございます。

次の36、37ページをお願いいたします。黒ボツ、同報系防災行政無線施工監理業務委託料、その下の整備工事でございますが、これは、入札差金による補正減でございます。以上です。

**市民課長** 同じページでございますが、3項戸籍住民基本台帳費につきましては、外国人登録及び自衛官募集事務にかかわる委託金の確定により財源を繰り越すものでございます。

続きまして40、41ページをお願いします。3款民生費1項社会福祉費8目老人医療事務費でございますが、こちらにつきましては、交通事故などの第三者行為による損害賠償求償事務の発生に伴う補正でございます。

続きます9目国民健康保険総務費につきましては、保険基盤安定及び財政安定化支援事業の確定による特別会計の繰出金を補正するものでございます。以上であります。

**健康づくり課長** 私のほうからは次のページですが、42、43ページをごらんいただきたいと思います。4款の衛生費でありますけれども、右のほうへ行きますと、保健衛生事務諸経費につきましては、事業確定に伴う減額 増額補正になります。

次、下の白丸になりますけれども、保健衛生繰出金、両小野国保病院組合繰出金になりますけれども、これは、決算見込額によるもので2,770万円増額させていただきます。

続いて予防費になりますけれども、消耗品で123万8,000円ふえておりますけれども、これは昨年の7月から日本脳炎の新ワクチン導入に伴いまして、その単価が2倍になっておりましたので、その分、金額が増額になっております。下の個別接種医師委託料につきましては、高齢者インフルエンザの関係で、市外の医療機関に相互乗り入れをお願いした分が増額になっております。

次の白丸でありますけれども、感染症予防対策費になります。これは、事業終了に伴う減額です。それから備品購入費につきましても入札差金ということになります。

その下の黒ボツになりますけれども、新型インフルエンザ予防接種助成金につきましては、当初は2回接種を予定していたのですけれども1回接種でよくなったというようなことから、その分が減額になったものであります。

次のページをお願いいたします。次のページの健康増進事業になりますけれども、それぞれ事業確定による減額と、それから、上のところの保健対策事業委託料につきましては、がん及びその他の健診の事業によりまして、受診者がふえたためその分が増額になっております。

下の後期高齢者等保健対策事業につきましては、実績に伴いまして減額をさせていただきました。もう1つ下の母子保健事業につきましても、実績に伴う減額でございます。以上です。

**生活環境課長** 続きまして、5目の環境衛生費をお願いしたいと思います。環境衛生費は、資源物売却金の歳入の充当の減額によりまして780万8,000円の減額がありまして、特定財源の減額になっております。なお、資源物売却金の総額は1,598万2,000円を予定しております。

6目の環境保全費をお願いしたいと思います。45ページの説明欄、里山等保全整備事業補助金でございますが、今回、地区、3地区ほど予定をしましたが、ございませんでしたので、減額させていただきます。

続きまして新エネルギー導入普及事業補助金でございます。12月にも補正をお願いしましたが、太陽光発電につきましては40件、まきストーブにつきましては5件の補正増をお願いするものでございます。今年度、補助金実績は、太陽光については104件、まきストーブにつきましては18件、太陽熱高度利用につきましては3件、ペレットストーブについては2件が、平成21年度の補助対象になる件数ということで予定しております。

続きまして環境ISO等認証取得事業補助金でございます。予算上2件、ISO14001の取得の補助を2件、それからエコアクション21の補助2件を予定しておりましたが、ISO14001については1件、エコアクション21については1件の補助ということで減額をお願いするものでございます。

続きまして、斎場施設維持整備事業でございますが、火葬炉点検委託料でございます。これにつきましては、火葬後の残灰集塵機の配管点検清掃を委託したいということでございます。理由は、集塵機 集塵機と言いますが、簡単に言えば掃除機の大きなものだと思っただけであればよろしいですが、吸引力の低下によりまして清掃点検を行いたいというものでございますのでお願いいたします。なお、歳入のほうで8月の豪雨災害の時の静香苑さん、原村、富士見町さん、茅野市さん、諏訪市さんの組合棟となっております斎場が災害にあいまして、その火葬をお願いしたいということについて対応させていただきまして、27件対応させていただきまして、その関係の歳入が94万5,000円の補正をさせていただいてございます。特定財源のほうに使用料ということで94万5,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。2項の清掃費の2目ごみ処理費でございます。塩尻・朝日衛生施設組合負担金でございます。これにつきましては、塩尻・朝日衛生施設組合の負担金、それぞれの議会に御了承いただいております予備費を約4,800万円いただきまして、繰越金が5,385万4,000円、前年度のものです。それを計上させていただき、ここで負担金の精算をしたいということでの計上でございます。塩尻市負担金の減額が1,985万1,000円でございます。朝日村さんが99万2,000円の減額ということでございます。合計いたしまして、今年度の、この3月補正現在ですが、塩尻市が5億5,133万1,000円、朝日村さんが2,614万6,000円、構成比でございます。塩尻市95.47%、朝日村さんが4.53%の負担率ということで3月補正をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

**消防防災課長** 引き続き56、57ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費1目常備消防費からお願いいたします。説明欄、1つ目の白丸、消防負担金でございますが、これにつきましては松本広域連合の高速自動車道の救急業務にかかわります出動件数、これの確定に伴います補正減でございます。

次に58、59ページをお願いいたします。2目の非常備消防費でございますが、1つ目の白丸、団員報酬の減でございます。これは、団員の実数確定に伴います補正減でございます。定数960人に対しまして896人となったた

めによる補正減でございます。

2つ目の白丸、消防団補助費、これにつきましては、消防団員退職報償金と表章記念品代がございますが、退職団員数の確定に伴いますものの補正減でございます。

それから最後の3つ目の白丸、消防事務諸経費、奈良井消防ポンプ室配水池改修工事でございますが、これは、入札差金による補正減でございます。

3目の消防施設費、これにつきましては、詰所建設工事の補正減でございますが、ことしは、塩尻八部、堀ノ内の詰所の建設工事を実施したわけでございますが、この入札差金による補正減でございます。以上です。

**財政課長** 最後68、69ページでございます。12款公債費でございます。額の確定によりまして、元金利子とも減額するものでございますのでよろしくお願いいたします。

**委員長** 歳入もいってしまってください。

**財政課長** 歳入につきましては、14、15ページをお願いいたします。地方特例交付金、特別交付金、普通交付税につきましては、額の確定により補正をするものでございます。以下、額の確定及び確定見込み分の補正につきましては、説明のほうを省略させていただきまして、特殊要因のあるもののみ御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次のページをお願いいたします。国庫支出金のうち2目民生費国庫補助金中4節児童福祉費補助金で、子ども手当システム経費補助金734万9,000円につきましては、平成22年度から子ども手当制度、これに対応するための電算処理システム経費に対する補助でございまして、補助率は100%でございます。

商工費国庫補助金中暮らし・にぎわい再生事業補助金(大門一番町地区)の520万円につきましては、暮らし・にぎわい再生事業補助金に対する補助金でございます。補助率は2分の1でございます。

ページを飛びまして、20、21ページをお願いいたします。21ページの上から2つ目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金(図書館サービス拡充)の3,249万円、これにつきましては、国の第一次補正、こちらで各種事業を充当いたしました、その事業費で入札差金がありました。この補助金につきましては、交付金100%でございますので、使い切らないと損でございます。そこで、その入札差金が出た3,249万円分につきまして、入札差金が出た分について、この図書館の図書購入費等に充当をするものでございます。

民生費補助金中の児童福祉費補助金の説明欄の一番下、安心子ども基金事業補助金につきましては、これは100%補助でございまして、保育園と児童館への加湿空気清浄機の購入費に充当するものでございます。

次のページをお願いいたします。防災費補助金中、防災情報通信設備整備事業交付金834万7,000円につきましては、同報系防災行政無線で対応することになります全国瞬時警報システム、これに対する補助交付金でございます。

次の24、25ページでございます。寄附金でございますが、確定しているものについてここで計上させていただくというものでございまして、各寄附金の趣旨に従いまして、各基金に積み立てをさせていただくものでございます。

次の26、27ページでございますが、説明欄の一番上の財政調整基金繰入金2億3,576万8,000円につきましては、財政調整基金へ繰り戻しを行うものでございます。

1つ飛びまして、平出遺跡復元住居火災損害賠償金43万円につきましては、歳出と同額の加害者の損害賠償金でございます。

次の28、29ページでございますが、市債中、商工債の中の一番下の合併特例事業債(暮らし・にぎわい再生)の

490万円、これにつきましても暮らし・にぎわい再生補助金の起債分でございます。

歳入につきましては以上でございますが、続けて6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございますが、最初の変更につきましては、道路新設改良事業で川岸線及び西条線の関係で繰越額を変更するものでございます。追加分につきましては、各事業の進捗状況によりまして翌年度に繰り越すものでございますのでよろしくお願いいたします。

次のページの第3表地方債補正でございます。ほとんど事業費の確定によりまして、先ほど歳入のほうで地債のほう説明させていただいた内容に基づきまして、それぞれの限度額、これを変更するものでございます。以上でございます。

**委員長** それでは質疑を行います。

**小野光明委員** 最初に、補正とは関係ないのですが、きのうの災害関係で、消防防災で把握しているものがありましたら、少し今。

**消防防災課長** 災害の件数の状況ということでよろしいですか。

**小野光明委員** きんの雪の。

**消防防災課長** きのう。

**小野光明委員** 被害とか把握しているものがあつたら。電線が切れたとか、いろいろあつたら。

**消防防災課長** 昨日、支所、あるいは区長さんを通じまして、それぞれ各地区の被害状況につきまして、午前中調査をさせていただきました。その関係で私どものほうでとらえている点について紹介をしたいと思います。昨日の段階でございますが、3月9日の大雪のあった日、夜間でございますが、この時には、北小野地区の停電とそれからJR辰野線の倒木による運休、この被害がございました。それから、昨日のお昼頃の段階では、市道のところに倒木があるために交通ができないというような案件が3件ございました。その後の状況についてはまだ把握しておりません。以上でございます。

**白木俊嗣委員** インフルエンザだけれど、1回接種になったという、それで確かにあれするからいいことなのだけれど、受診者は大体どのくらいあったわけか。それとあと、すごく騒ぐほどではなかったけれど、医療費の影響はどのくらいあったのか。

**健康づくり課長** 新型インフルエンザの予防接種の助成金につきましては、現在のところ人数が把握をできておりません。これからまた出てきますので、わかった時点で、どうしましょう。おおむねということでよければ。

**白木俊嗣委員** いい。

**健康づくり課長** 今の段階では、ちょっとまだ集計ができていませんので申し訳ないです。

**市民課長** 済みません、新型インフルエンザによる医療費の影響でございますけれども、先ほども申し上げましたがかなり心配をしたわけですが、ほとんどこちらに、医療費の増には反映していなかったと。ただ、医療費を対前年で見ますと、全体的に見まして約5%くらい伸びておりますけれども、これも、一概には新型という影響ではなかったというようにとらえておりますのでお願いしたいと思います。

**小野光明委員** 33ページの職員給与費の関係で、当初見込みより10人多いということで、これは自己都合ということだと思うのですが、何か10人というのは多いような気がするのですが、これは年齢的に見てどんな状況なのか、さらに自己都合でもいろいろ理由があるかと思いますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

**人事課長** 残念ながら死亡退職が2人おります。それからあと、自己都合という形ですが、年齢的には40歳くらい

から、ことし採用になった職員も1人おりますけれども、20代前半くらいの年齢層で自己都合でございます。以上です。

**小野光明委員** 自己都合の理由はどのように見ていらっしゃいますか。あまり、こう、せっかく職員になりながら毎年定年以外に10人くらいが、死亡は別にしまして、辞めるような事態は少し異常のような気もするのですけれど。

**人事課長** ことしに限って特徴的な部分で申し上げますと、精神的に治療を要した職員が4人ほどおります。ここで言うあれではないかもしれないですけども、いわゆる休み、休職していた期間がかなりある職員でありまして、なかなか改善されないというふうな中で、基本的に休職になりますと2年間プラス復職の見込みがある場合については1年間の休職期間というもののが条例上、地方公務員法で認められております。合計で3年という形なのですけれども、かなり、そのいっぱいいっぱいくらいまで休職をされていた職員もいます。2年経ちますと失職というような形になりますので、もう1年の余裕はありますけれども、そのような状況の職員がことし4人おりまして、かなり特徴的かという状況であります。

**白木俊嗣委員** この母子保健の約700万円近いものが減になっているね。ことしも何か、健診も14回などとふやしているけれど、ふやしたものの受診者はどうなのか。

**健康づくり課長** この減額につきましては、当初、一般健診のほうを680人というぐあいに算定したのですけれども、実際のところ580人くらいになったということで、100人減ったというようなことで減額させていただいております。ほとんどの方が、妊娠をなさった方は、健診を受けているような状況ですので、すべての方が受けております。

**小野光明委員** 歳入面で伺いたいのですが、暮らし・にぎわい再生事業の関係で、これはいわゆる設計費にあたるものかと思いますが、順序から言って逆なような気がするのですけれども、歳入にあたって本来どちらかに手当てするのがわかりやすいと思うのですけれども、前後が逆になって補正で対応するというのは、歳入面ではどうなのでしょう。

**財政課長** これも担当課のほうと詰めた経過がございまして、最終的に補正のほうで対応するという考え方になった一番の要因は、この設計の補助金が平成21年度でなければつかないという理由でございます。担当課なり国のほうの考え方として、通常、その事業を実施する場合に、設計が当然先行いたします。例えば道路を整備する場合でも用地取得を實際する前に設計にはかかるということで、通常の事業手順でいけば、一般的に考えれば不自然なものではございません。ただ、今回イトーヨーカドーの部分のデリケートな問題がございまして、これについては、できれば、うちのほうも、新年度のほうでというような考えでございましたが、若干でも国の補助金部分を取りたいということで、平成21年度でなければ国のほうの補助金がかからないということでございまして、最低、議会としては同時提案になるということもございまして、ここであげさせていただいたものでございます。

**委員長** よろしいですか。

**中野長勲委員** 33ページの廃棄物処理負担金についてだけれど、これは、2,478万円というものは、全額塩尻市でみたという理解でいいですか。

**財政課長** そういったことでございます。以前、経過について全協のほうでお話をさせていただきました。当初、若干掘った中でコンクリート塊が出てきたという中で、その掘った割合を全体の面積で推測して、当初は、大体2,850万円くらいかかるのではないかとということで、一たん御報告を申し上げます。ここで掘って処理のほうは全部完了いたしました。私どもも、その処理した伝票を確認してコピーまでとって、一応、ふるいをかけている現場も何回か見に行かせていただいて、あと建設課のほうも全く同じ条件で設計をやった場合にどうなるかということで、価格の適正

あるいは、現場のほうも全協でお話ししたとおり、こちらのほうもできる限りのところで調査をさせていただくという中で、最終的に、コンクリート塊等についても確定をして決まった額でございます。お支払いのほうは、当然、議決後でないといけませんので、まだお支払いはしてございませんので、ここで御報告してお支払いをする形です。

**中野長勲委員** 全協では説明を受けたけれど、あの場では交渉などということは言えない状態だったけれど、当時、埋め立てた分については、大分時期も以前のものであったし、そしてまた、買い取る相手側についても、もとはどうだったかというような程度のことも、ある程度は調べておくべきではなかったかなと。また、ボーリングの段階で、何カ所やったかわからないけれどもコンクリートが入っているのかどうか、結果的には入っていたのだけれど、全く、これは八十二銀行さんのほうには落ち度がなかったということは、何か不自然なような気がして、全額、塩尻市でみてやるというのは少し不自然だと。あの時の説明は、買い上げの金額もそれに似たようなちょっとした付箋をつけたような説明があったのだけれど、少し私は納得しないとは思っても、そういった角度からしてみれば、これが妥当な金額だということになればしょうがないと思うけれど、今後は、こういうことはないとは思わないけれど、やはり、対応はしっかりした対応で買ってもらなりしておいたほうがいいのではないかと思うけれど、総務部長どうか。

**総務部長** 今の話ですけれども、判例からいましてすべて売り主の側の責任だというふうに言われていますので、そういうところから見れば、市がみざるを得ないのではないかなというふうには思っております。御指摘の点ですけれども、ボーリングをやったかやらないかという話ですけれども、あの時は確かにうちはやりましたけれども、たまたまやったところから出てこなかったもので、こういうことになったと思いますけれども、それが、数多くやれば当たるのかもしれないけれども、あの時は、たまたま1カ所だったというように認識していますけれども、今、委員から御指摘の点につきましては、今後のことについては、今言ったようなことも十分加味しながら、同じようなことの轍を踏まないようにしてまいりたいと思います。

**中野長勲委員** いいです。

**委員長** よろしいですか。

**古厩圭吾委員** 同じページですけれども、交通事故にかかわるその補償という感覚ですけれども、これの対応について、基本的にどのような考え方でやっておられるのかということを少し聞かせておいてください。

**総務部長** 交通事故につきましては、職員につきましては、研修等を通じて事故を起こさないよう、またあわないようなことをやっているのですけれども、かと言って、自分がいくら注意していても逆にぶつけられるとかということが当然ございます。そういうふうになった場合には、処理の仕方を適正にやってもらいたいというふうには考えております。当然、勤務時間中も外につきましても、早く朝家を出てきていただくとか、そういう通勤途上の話もしっかりでございますので、そういうことを常々交通安全研修を通じてやっているというのが実態でございます。

**古厩圭吾委員** 先ほどの説明だと100対0みたいなケースのようだけれども、100対0というのは、過失がこちら側に100%あるということだよ、これは、そういうことだよ。

**総務部長** 実は、洗馬支所でとまっている車にバックをしていてぶつけてしまったと、こういうことなので、相手は、完全にとまっているものですから、その駐車場の中の区画線の中に入っていたものへぶつけたということです。これは、両方動いていればそういうことはないと思いますけれども、これは、いたしかたないかなというふうに思っています。

**古厩圭吾委員** 結果はいたしかたないけれども、そういうことをやってはいけぬのが普通の人の感覚なもので、それは、私だっていつやるかわからないので、ただし、こういうことについて、例えば専決処分したというようなケー

スでは、相手方はきちんとお名前まで言うということで、ただし、こちら側はどなたかわからないが、何課だろうくらいなところまでが推測できるかなという程度で済ましているのだけれども、人というものは、そういう時に注意意識をより深めるためであるとか、あるいは、何度も同じようなケースでそういうことがあるとか、そのようなことに対して、注意は何らかの形で管理していくべきではないか、その辺はどうか。

**総務部長** 今、委員さんのおっしゃるように、職員でも庁内に懲罰委員会というものがございまして、今、言ったように交通事故等を起こしますと、物損でもそうなのですけれども、いつ幾日に起こして、それでは、この処分をどうするかということをやっています。中には同じ職員が何回も、のものも現にあります。そういう時には、1回目より2回目のほうが重くなりますし、また、2回目より3回目のほうが、段々重くはなりますけれども、要は何らかの形で注意喚起はしておりますので、ただ、こういう委員会でも出てこないものですから、なかなか見えない部分はあろうかと思えますけれども、職員の中ではそういうことで厳正に対処をさせてもらっているというのが実態です。

**古厩圭吾委員** そういうふうに対応するという話になってしまうのだけれども、しかし、ある面では、公的な立場にいるので、それなりに市民の注目だてされるわけだ。結果として、全然、そのことが、中では処分していると言っても、外から見えないような形がずっと行われているのだけれども、例えば相手方についてはきちんと見えているので、そういうことも含めて、私はもう少しこちらの責任にかかわる部分について、個人としての過失が、いや、過失がゼロならともかくだけれど、そうではない、あるいは、特に今のケースのようなこともそれなりにあると思うので、含めて、もう少しこれは検討し直していただいたほうがいいのではないのかなと思いますので、今後、研究してほしいと思います。

**金田興一委員** 関連で、今の相手方との10対0でいいのだけれども、地方公務員の関係は、いわゆるその職員に過失があった、いわゆる注意義務違反があったという場合に、いわゆる市に与えた損害の多寡にかかわらず本人の弁償責任なり、そういうものは一切ないのですか。

追加で、国家公務員法上の中では、金額によれば本人の弁償部分はあるのですよね、こういう事故の場合などは、あるいは、明らかに本人の不注意によって国に責任を与えたという場合には、それは、人事上の処分のほかにそういう部分のあれもあるのです。あります、それは、それは地方自治法なり地方公務員法には全然ないのかどうか、ちょっと私も首をかしげるところなのですけれど。

**人事課長** 調べます。

**総務部長** 当然、先ほど言った懲罰委員会の中には労組の代表も入っておりますので、当然組合の中もやらなければいけないというように思っております。今、言われたことも含めまして、少し研究はさせていただきたいと思います。

**白木俊嗣委員** 先ほどの廃棄物の関係だけれど、これは八十二銀行のほうから正規に請求があったわけか。

**財政課長** 正式な請求は、一応、待っていただいているという状態でございまして、確定した額ということで、請求書という形ではなくて、当然、積算書はついておりますけれども、それで示されております、というような形です。

**白木俊嗣委員** 私、一言言いたいのは、八十二銀行などというものは指定金融機関で、このかた50年から税金で入ったものを全部預けているわけだ。その中で、銀行はそれで相当潤っていると思う。だから、このくらいのものは、八十二銀行だって目をつむるべきものではないかと思うのだけれど、これは、皆さんに言ってもどうにもならないことだけれど、年間で言えば何十億円という金を預けて、それをほとんど、税金などは普通口座で扱っているの、これを50年間貸していき、やはり利益を貢献していると思う。

**財政課長** 八十二銀行さんとは何度も交渉をさせていただいて、当初、うちのほうも半分くらいはとか、そういった話も実は出しております。議会のほうに最初御報告させていただいた時も最低半分くらいというようなお話もあって、そういった交渉もさせていただいています。ただ、いかんせん弁護士と相談して、判例が全部、こういった場合については売り主のほうの瑕疵ということで裁判は全部負けておりますので、八十二銀行のほうも話をしている中で、当然、向こうも弁護士も入れて、最終的に頭取までお話がいったところで、これが仮に例え1円でもその額をまけた場合に株主訴訟のほうにいつてしまうというような形の中で、こちらもいろいろ粘ってみたのですが、ただ、そうは言っても、今回1.5メートルしか掘っておりません、支店を建てるのに基礎の部分が1.5メートルまでなものですから。八十二銀行さんのほうも実は理事会の中で3メートル掘れば倍出てくるのではないか、そういうこともありはしないかということもあったのですが、実際に建てるどころが1.5メートルまでしか必要ないものですから、そこまで掘って、あと以下、出てきてもコンクリート塊については、一切、これについては、今後いろいろ言わないということでございます。ただ、これ、裁判になった場合は、その場合、また下を掘って出てくれば、これは負けてしまうのですけれども、ただ、そういったことで、八十二銀行さんも言っております。一応、そのようなところで、支払いのほうも八十二銀行さんも請け負った業者さんにもう払っているはずだと思うのです、多分。うちのほうは、どうしても議決後でないと払えないという中で、3月末でなければ払えないのでというような中で、若干の妥協はさせていただいておりますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

**白木俊嗣委員** 半分冗談だけれど、いけなきゃ指定金融機関を変えるくらいなことを言って、たまには少し脅すみたい。冗談だけれど。

**健康づくり課長** 先ほど白木委員さんから、新型インフルエンザの予防接種助成金は、どのくらいの人が受けているかという話なのですが、実績としまして3月11日現在になりますけれども、非課税世帯の方が219人受けていただいております。それから妊婦さんにおかれましては、170人という状況です。以上です。

**委員長** よろしいですか。

**白木俊嗣委員** はい。

**委員長** ほかに何かありますか。

ないようですので、議案第27号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり。

**小野光明委員** 今回についても保留です。賛否保留。

**委員長** 棄権者が1人出ておりますので、採決については挙手をもってしたいと思いますので、よろしく願いいたします。議案第27号平成21年度塩尻市一般会計補正予算(第7号)について、原案のとおり認める方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

**委員長** 挙手多数と認めまして、可決することいたしました。

よろしいですね。10分間休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時48分 再開

**委員長** 休憩を解いて再開をいたします。

## 議案第28号 平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

**委員長** 続きまして、議案第28号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。説明を求めます。

**市民課長** それでは、議案第28号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、御説明申し上げます。歳入歳出それぞれ2,196万4,000円を追加し、総額を61億7,449万5,000円とするものであります。

歳出から御説明申し上げますので、9、10ページをお願いしたいと思います。最初の1款総務費でございます。こちらにつきましては、平成21年度末までとなっていました高齢者の自己負担軽減策が延長されたことに伴いまして有効期限が3月31日までとなっておりますので、高齢者受給者証を再発行する郵便料の補正であります。こちらにつきましては、全額国庫補助となっているものです。以降につきましては、それぞれ事業の確定、あるいは決算の見込みにより補正をお願いしているものでございます。

13、14ページをお願いしたいと思います。10款諸支出金でございますが、こちらにつきましては、資格適用調査の強化によりまして、平成21年度以前にさかのぼって、資格を喪失した被保険者に対しまして税を還付するものを増額するものでございます。

歳入を御説明申し上げますので、7、8ページをお願いしたいと思います。こちらにつきましては、先ほど歳出で申し上げました事業費の確定等に伴う補正となっておりますのでよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

**委員長** それでは、質疑を行います。ございますか。

ないようですので、議案第28号平成21年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり認めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** 異議なしと認め、議案第28号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

**人事課長** 先ほど金田委員さんからの一般会計補正予算のからみでの御質問に対する回答、ここでよろしいでしょうか。

**委員長** 結構です。どうぞ。

**人事課長** 国家賠償法のほうで、少し条文を読ませさせていただきますが、国または公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって、違法に他人に損害を加えた時は、国または公共団体は、これを賠償する責に任ずる。それから2項としまして、公務員が、故意又は重大な過失があった時は、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有するという規定がございます。公務員が公権力の行使を行うことにあたっての過失については、その団体が、本人に求償権を有するというふうな内容になるうかと思えますけれども、この規定で、市としてその職員に適用するのかどうかという部分になるうかと思えますけれども、公権力の行使という中で車運転上は、あくまで公務には変わりはありませんけれども、公権力の行使というふうな部分まで及ぶのかという解釈の中で、今のところは、私どもとしては職員のほうに対して求償してきているということにはおりませんということで、お答えになりますかどうか、そのようなことで了解願いたいと思います。

**古厩圭吾委員** そうだとすると、逆の場合はどうなるのか。例えば通勤途中であるとか、あるいは、役所間の仕事で行ったと、車に乗って。そういう時に、例えば上から石が落ちてきて車がつぶされてしまったと、そういう場合に、お前個人のことだから個人ですべて自分の損害で我慢しろなどということをおっしゃいますか。それは、おかしくないですか。公権力とは言っても、公務員としての仕事をしている途中ならいずれも同じケースではないですか。その辺はどういう認識ですか。言ったら、例えば自分が負担するほうだけは御遠慮して、もらうほうだけは、全部もらおうという発想だとおかしいと言われかねないと思う。公権力の行使をしている途中ではないか、仕事をしている途中はすべて。そういう判断がないとしたらおかしくないか。自分勝手な判断をされているとしか言いようがない。

**金田興一委員** 関連で、今、人事課長のほうから条文の話が出ましたが、そのとおりなのですが、一つには公権力の行使の、これが公権力の行使にあたるのかあたらぬのかという今の一つの問題。それからもう一つは、重大な過失が、故意又は過失があったかなかったか、この重大であったかどうかということ、一つには、例えば交通事故に限って言えば、交通事故の起きた対応によりますし、もう一つは、与えた損害の多寡、金額によっても重大であるかどうかという、そういうような判断を私は過去にはしてきた経緯があります。例えば、5万円、10万円と重大なという形をとるのか、あるいは50万円、100万円と重大をとるのかという、金額によっても重大な過失の中に入るかどうかという判断の範ちゅうに入るとおっしゃるので、今言われた公権力の行使というものに対して、例えば車の運転は公権力の行使ではないという解釈をするのか、この辺は全国の例を見ていただければ、ある程度、例が出てくると思うので、その辺も参考にしながら、そういう判断の一つの基準だけは、私はつくっておくべきではないかなと、このように思います。

**総務部長** 先ほども古厩委員さんの答弁をさせていただきましたけれども、要は100、ゼロの場合についても、当方のほうで研究させていただきますので、今、言いました公権力の行使につきましても、金田委員さんのほうからそういう御指摘がございますので、少しそれにつきましても研究させていただきたいと思っております。

**委員長** その研究したものを、考え方はよろしいですね。

**古厩圭吾委員** 当然、それは、何らかの形で見えるようにはしてくれるね、研究をされたものを。

**委員長** その辺は。

**古厩圭吾委員** そのことは、いいですが、いろいろな面で前向きに対応しますとか、そういう答弁で、その場で過ぎて、あとはわからないではいけないけれど、ぜひいろいろな結論についても方向は見せるようにしてください。

**委員長** それでは、よろしく申し上げます。

それでは、次に移ります。

## 議会第2号 政治資金規正法の制裁強化を求める意見書

**委員長** 議会第2号ですか、第2号ですね、政治資金規正法の制裁強化を求める意見書ということで提出をされております。これについては、意見書の案等も含めて、皆さん方のところにお配りをされていると思っておりますけれども、御意見等ございましたら、きょうは提出者の中村議員も見えておりますので、質疑等ありましたらお出しただければと思います。いかがですか。

**古厩圭吾委員** 今、国会でこの問題も、十分いろいろな対象になっているのだけれども、どのような流れをしてどうかということについて、提案者のほうは何か認識されていますか。

**中村努議員** この政治資金規正法の改定案というものが、今、国家に出されて審議に入る前です。これは政府から出

されるものではなくて、議員の身分にかかわることですので、議員立法としての扱いとなっております。そのために各政党で、今、協議機関を設置してこの問題について決着をしようと、そういった呼びかけに対して、各政党間でどういう合意がなされるかという段階です。この改正案はすでに出されておまして、これについては、政治団体の代表と会計責任者の関係のことが実際にここに改正案として出されておりますけれども、そのほかに企業、団体献金の取り扱い等も含めて、各党で、今、協議がなされるかなされないかという段階にあります。以上でございます。

**古畑秀夫委員** 今、説明があったように国会でそういうことで動いているものですから、その動向を見守るということで、塩尻市で議会でやってみてどうのという状況でもないと思うので、国会の中で、今、説明があったような動きで進んでいるので、ここでやるのはどうかなと思うのですけれど。

**白木俊嗣委員** いいではないか、様子見だ。

**金田興一委員** わからないわ。判断できない。

**委員長** そういった御意見が多いようでありまして、ほかにいかがですか。提出者と言いますか、賛成者も副委員長としておいででありますので、採決をここでさせていただきたいと思っております。

**中野長勲委員** 私は、今、国会でもこういった問題を取り上げられて、政治資金規正法というものが、同じ議員である国会議員と市会議員ではかなり差があるけれど、実際には議員として同じ立場になった時に考えてみて、やはり、こういった問題が我々のところに降りかかってきた場合には、簡単にいう連座制というものがかかわってくると思う。そういったことを思えば、やはり規正は規正でしっかりしたものをつくってもらいたい。どうも今のままていくと、規正法が、何か立ち消えというか廃案になってしまうような感じがするのだけれど。だから、私は、これは意見書を出したほうがいいのではないかと見えています。

**副委員長** 今、私も1期目なのですが、一番感じることは、政治不信とか政治家不信というのは、国会議員に対してでも市会議員に対してでも、国民も市民もありまして、その一番の原点になるのはやはりお金の問題だと思うのです。国会で協議はしているという状況で進行形なのですが、やはり、政治に、また政治家に対して信頼をいかに取り戻すのかということに関して、とても大事なことでありますので、国会議員に限らず地方議員も同じ議員、また政治家としての立場でしっかりと意思表示をしていくという意味で、地方からもこういう意見書を上げることは、とても大事なことでないかなという重要性を感じています。

**委員長** それぞれの御意見が出たようでありますので、ここで採決を挙手によってしていただきたいと思っております。議会第2号政治資金規正法の制裁強化を求める意見書案を提出することに賛成をする委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

**委員長** 賛成少数ということで否決をされました。

続きまして、陳情に移りたいと思っております。

**小野光明委員** 継続かなと。いいです。

**中野長勲委員** 継続だって。

**委員長** もう済んでしまった。

**小野光明委員** そういうニュアンスかなと。別にいいです、終わったから。

**委員長** 継続の場合は早く声を出してもらわないと。それから先、不採択、採択。もう済んでいます。

### 陳情3月第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情

**委員長** 次に陳情3月第2号核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情ということであり、陳情書が提出をされておりますが、意見書及び次を出してくださいというような意味だそうですが、これに対してはいかが取りはからいましょうか、委員の皆様のご意見を伺います。

**古畑秀夫委員** 日本は唯一の被爆国ということで、戦後ずっとこの間、こういった取り組みをしてきているわけですが、そういう意味では、アメリカのオバマ大統領のプラハ演説で、ここにも少し出ていますが、核兵器のない世界ということで動き出してきておりますので、特に日本においては、もっと力を入れて先頭に立っていきべきだと思いますので、陳情に対しては賛成したいと思います。

**委員長** ほかにいかがですか。これは、あれですか、他市では何かありますか。

**議事調査係長** 他市の状況ですけれども、この陳情につきましては、請願、陳情、他市、いくつか出ております。昨年9月、12月の議会で受理された市がほとんどでして、16市受理をしております。その中で採択が12市、今回3月議会で審査前ということで3市となっております。以上です。

**委員長** ほかではそういうようなことですが、いかが取りはからいましょうか。ほかにございますか。

**白木俊嗣委員** 何で今頃の時期に出してよこしたのか。当たり前なことだけれどね。

**委員長** 採択しますか。

**白木俊嗣委員** 当然なことなので、採択してやればいいのではないですか。

**中野長勲委員** 必要なことだけれど、今、密約の問題が出ていますね。特に各国の問題で、そこらがどういう結果になるか、今までの経過はいろいろとあるようだけれど、必要なことだとは思いますが。

**委員長** どのように考えたらいいですか、判断としては。

**中野長勲委員** というのは、密約の問題がこれからどのように進んで行くのか、やっとクローズアップされてきたけれど、それからでもいいのではないかとは思いますが。

**委員長** 賛成、反対、両方の御意見というような意味にとらえていいと思いますけれど。ほかにありますか。なければ採決をさせていただいてよろしいですか。

**中野長勲委員** 継続です。

**委員長** 継続、継続審議が出ましたので、意見がありましたので、その継続から初めに採決をさせていただきたいが、よろしいですか。それでは、継続という意見が出ておりますが、これに賛成の方の挙手をお願いします。継続に賛成。

〔挙手少数〕

**委員長** 2人、少数ね。継続に対しましては否決をされましたので、改めまして採決をさせていただきます。それでは、核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情案に対しまして、意見書提出、賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

**委員長** それでは賛成多数ということで、意見書を提出することといたします。この意見書等に関しましては、また、委員長に一任をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、委員長が取りはからいたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで済みですかね、全部。以上をもちまして、当委員会に付託をされました案件、すべて終了、議了いたしました。

御苦労さまでした。

#### 閉会中の継続審査申し出

**総務部長** 閉会中の継続審査につきましてお願いをいたします。総務部、協働企画部、市民環境事業部、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中、協議会等をお願いすることもあるかと思います、よろしくをお願いいたします。

**委員長** そのように取りはからいたいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

**委員長** それでは、そういうことでよろしくをお願いいたします。

#### 理事者あいさつ

**委員長** 最後ですが、理事者に何かごあいさつがあればお願いをしたいと思います。

**副市長** きのう、きょう、それぞれ御熱心な御審議をいただきまして、それぞれ提案申し上げました案件につきましてお認めをいただきましてありがとうございました。先ほども宿題が出ておりますので、そのようなことも踏まえ、同時に、いろいろこの委員会の中でいただいた意見を、今回は特に平成22年度予算ということでございますので、来年度事業の中で生かせるものにつきましては、早速生かしてまいりたいと思いますし、それぞれ検討事項もありますので、検討させていただくことにつきましては検討させていただきたいと、そのようなことで対応させていただきたいと思っております。2日間御熱心な御論議をいただきまして、いろいろまた御指導いただいた点、感謝申し上げます。御礼のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

**委員長** 大変、御苦労さまでございました。

午後3時15分 閉会

平成22年3月11日(木)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務環境委員会委員長 森川 雄三 印